



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判（6）：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして
Author(s)	前田，星
Citation	北大法学論集，71(5)，209-251
Issue Date	2021-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/80328
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_71_5_06_Maeda.pdf



ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(6)

——ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの
『詳細なる手引き』を手掛かりにして*——

前 田 星

目 次

はじめに

序論 研究の射程

第1節 魔女研究における法史的研究：手続論と学識法曹

(1) 魔女研究史の概観

(2) 法史的研究の意義

第2節 本稿について

(1) 研究の目的と対象

(2) 論文の構成 (以上、70巻4号)

第1章 地域・著者・史料

第1節 17世紀ヴェストファーレン公領の魔女迫害

(1) 対象地域の地理的概要と裁判権

(2) 魔女裁判をめぐる状況

(3) 魔女コミサール (以上、70巻5号)

第2節 史料について

(1) 学識法曹ハインリヒ・フォン・シュルトハイス

(2) 魔女裁判マニュアル『詳細なる手引き』

第2章 例外犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女＝例外犯罪？

*本稿は、北海道大学審査博士(法学)学位論文(2019年3月25日授与)「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判：ハインリヒ・フォン・シュルトハイスの『詳細なる手引き』を手掛かりにして」を加筆・修正したものである。

- （1）例外犯罪であること
- （2）例外犯罪の歴史
- （3）例外犯罪論の分析にあたって（以上、70号6号）

第2節 魔女術の例外犯罪性

- （1）例外犯罪の性質・具体的な犯罪群について
- （2）裁判権に関する例外
- （3）刑罰・処置に関する例外（以上、71巻1号）
- （4）手続に関する例外①－被告人の防御の権利
- （5）手続に関する例外②－拷問と証人

第3節 小括－シュルトハイスの手続と近世の例外犯罪論

（以上、71巻2号）

第3章 組織犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女の集団

第2節 組織犯罪性

- （1）魔女の組織－規模と関係性
- （2）血縁関係と魔女
- （3）尋問の主眼
- （4）供述の信憑性と法的効力①－拷問の条件としての告発の信憑性（以上、本号）
- （5）供述の信憑性と法的効力②－「良き評判のある」人物に対する告発の場合
- （6）供述の信憑性と法的効力③－自白の撤回

第3節 小括－魔女裁判手続と魔女術犯罪の組織性

第4章 魔女術罪と宗教

第1節 魔女術と宗教の関わり

第2節 魔女と悪魔

第3節 魂の救済

第4節 魔女裁判手続における宗教的要素の意義

終章 近世刑事司法の中の魔女裁判と学識法曹

第1節 学識法曹としてのシュルトハイスの立ち位置

第2節 課題と展望

第3章 組織犯罪としての魔女術罪

第1節 魔女の集団

「魔女のセクトの想定なくして更なるメンバーについて追求することは全くなく、拷問なくして供述はなく、供述なくして大量迫害はない。いずれにせよ、それが法則であった」¹。近世における魔女は、個々の犯罪者ではなく、濃密な結びつきを持った「犯罪集団」として存在していると考えられていた²。この魔女が集団であるというイメージは、魔女研究においてはどのように研究され、どのような意味を与えられてきたのだろうか。

魔女が集団である、ということは近世において「魔女のサバト」の観念に象徴されている。魔女のサバトとは、魔女が集って悪魔崇拝をする場、あるいはその集まりのことを指す。この際に魔女は空中を飛んだり、動物に乗ったりあるいは変身してその場に集い、そこで食事をしたりダンスを踊ったりすると考えられていた。その場にはしばしば悪魔が出席しており、魔女たちは倒錯的なやり方で悪魔を崇拝したり、悪魔を交えて乱交をおこなったりするとされた³。近世の人々はこのような集まりのことを様々な言葉で表現しており、「魔女のサバト (Hexensabbat)」のみならず「シナゴーク」、「ダンス場 (Tanzplatz)」、あるいは単に「集会」という語が用いられた⁴。

¹ Winfried Trusen, Rechtliche Grundlagen der Hexenprozesse und ihrer Beendigung, in: Sönke Lorenz (Hrsg.), Das Ende der Hexenverfolgung, Stuttgart 1995, S. 203-226, ここでは S. 209.

² Ebd., S. 209.

³ コーンに拠れば、サバトに関する記述はあるひとつの代表的な像があり、詳細な点においてのみ互いに相違するとされる。ノーマン・コーン(山本通訳)『魔女狩りの社会史－ヨーロッパの内なる悪霊』岩波書店、1999年、134-136頁。

⁴ 例えば、ボダンは「集会 (assemblée[s])」という言葉を多用している。平野隆文『魔女の法廷 ルネサンス・デモノロジーへの誘い』岩波書店、2004年、112頁。また、「サバト」や「シナゴーク」といった言葉にはユダヤ教に由来している。ペーリンガーに拠れば、14世紀のサヴォイアでの裁判などに際して、

さて、魔女研究の歴史において、1970年代にロマンチック・アプローチと合理主義アプローチは魔女の实在を巡って対立したという事は既に論じたところである⁵。ロマンチック・アプローチの立場からすると、例えばミシュレがそう論じたように、サバトというのは実際に行われた儀式であった。従って、そこに誇張が含まれている可能性があり、また悪魔は実際の悪魔ではなく悪魔に扮した男性であったりするのであるが、基本的にサバトで行われることとして描写された事柄は、実際に起こったことと見なされていた。このようなロマンチック・アプローチに対して、魔女研究では魔女の非实在を出発点とする合理主義アプローチが主流となっていたということは既に述べたとおりである。合理主義アプローチの立場からすれば、魔女など實在しないのであるから、魔女のサバトの描写も妄想であると考ええる。そのため、サバトについての議論は畢竟、サバトイメージの由来と形成・展開といった点に集中することになった⁶。

とりわけサバトの描写と現実との関係については、興味深い研究の進

権力者の側が黙示録を仄めかす形で魔女の集会のことを「サタンのシナゴグ (Synagoga Satanae)」と呼んだことが発端とされる。Wolfgang Behringer, *Witches and Witch-Hunts: A Global History*, Cambridge 2004, p. 60. 主たるテキストとして据えた『詳細なる手引き』では「ダンス場」と表現されることが多いが、本稿では特別な必要が無い限り、魔女研究において最も広く用いられているであろう言葉として「サバト」を用いる。

⁵ 拙稿「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判（1）」『北大法学論集』第70巻4号、2019年、1-36、ここでは6-22頁、および33-34頁。

⁶ 魔女のステレオタイプ形成の過程を追ったコーンの研究や、スイス西部における最初期の魔女迫害の研究を通じてエリート層の魔女観念が形成される過程を明らかにしたブラウアートの研究などは、その典型であると言える。Norman Cohn, *Europe's Inner Demons*, London 1975; Andreas Blauert, *Frühe Hexenverfolgungen. Ketzler-, Zauberei- und Hexen-Prozesse des 15. Jahrhunderts*, Hamburg 1989. このような研究としては、2008年に公開されたトレンプの研究が、それ以前のJ. B. ラッセル、コーン、R. キークヘーファー、ブラウアートらの研究成果をまとめたものとなっている。Kathrin Utz Tremp, *Von der Häresie zur Hexerei: „Wirkliche“ und imaginäre Sekten im Spätmittelalter*, Hannover 2008, S. 34-47.

展が見られる。サバトの描写について従来の研究では、それがキリスト教のミサを逆転したものであることが注目されてきた。ブルゴーニュ伯領の裁判官であったボゲは著作『魔女論』において、サバトにおけるミサについて詳述しているが、その描写はボゲ自身が「模倣」と表現するほどにミサに類似しており、また細部を逆転させたものとなっている⁷。このような描写について、例えばE. ル・ロワ・ラデュリはミシュレに拠りながら、サバトにおける秩序の反転を、とりわけ教会の権力者たちによって作られた社会的現実に対する自覚的な叛乱だと見なした⁸。

ところが、サバトの描写に関する近年の議論に拠れば、前述のような理解は近年の裁判記録の精査によって斥けられることになる。ディリンガーに拠れば、魔女の告白においては、サバトは繰り返し抑圧的な階層的秩序として描写されている⁹。ディリンガーは悪魔ではなく、魔女たちの内の指導的なグループがサバトを支配しており、このような魔女の組織は「魔女共同体 (Hexengemeinschaft)」と言える、と述べている¹⁰。この指導的なグループの構成員として挙げられた者たちは、現実においても政治的また経済的な点で指導層に属していた。つまり、サバトは現実の反転ではなく、まさに日常的な社会的状況を反映したものであったとディリンガーは考えている。そして魔女(女性)たちの指導者であったのはしばしば男性であったのであり、この点でサバトの描写は現実の

⁷ 例えば、サバトのミサを司る者は、黒い十字架のないカズラ(司祭用のミサ服)を纏い、聖餅の代わりに黒いカブの輪切りを取り上げながら「主よ、われらを助けたまわんことを」と叫ぶという。また聖水の代わりに尿が用いられ、聖遺物への崇敬が悪魔の臀部ヘキスへと代えられるのだという。ジャン・ミシュル・サルマン(池上俊一監修)『魔女狩り』創元社、1991年、155頁。

⁸ Emmanuel Le Roy Ladurie, Montaillou: Ein Dorf vor dem Inquisitor 1294-1324, Frankfurt a.M. 1989, S. 226-234; Johannes Dillinger, Hexen und Magie: Eine historische Einführung, Frankfurt a.M. 2007, S. 70-71.

⁹ Johannes Dillinger, Böse Leute: Hexenverfolgungen in Schwäbisch-Osterreich und Kurtrier im Vergleich, Trier 1999, S. 125-133; Ders., aa.O. (註8), S. 72-73; Ders., Laura Stokes (trans.), "Evil People": A Comparative Study of Witch Hunts in Swabian Austria and the Electorate of Trier, Charlottesville 2009, pp. 65-69.

¹⁰ Dillinger, aa.O. (註8), S. 72.

ジェンダー的ステレオタイプをも反映していたのである。このような研究により、サバト描写と現実社会との間には明確な関係があることが明らかとなった。さらにこのことは、これまで単純に悪魔を頂点とした魔女たちの集まりという風に理解されてきたサバト及び魔女組織の構造についても再考を迫るものであり、サバトや魔女組織の描写へ一層の関心が寄せられている。

このようにサバトの描写については研究上の進展が見られるが、サバトという観念が魔女迫害においてどのような意味を持ったのかについては、長い間迫害の大規模化との関係で論じられてきた。例えばコーンは、1450年代のアラスにおける裁判でも害悪魔術への言及はほとんどなく、サバトへの参加こそが問題とされていると述べているが、この際にこのサバトのイメージが大量裁判に結実するメカニズムを次のように簡潔に説明している。「夜の飛行とサバトの実在を確信している当局者によって、異端審問形式の訴訟手続¹¹の下で行われる場合に、ただ1人の人物に関する裁判が、大規模な裁判に発展し得る」¹²。同じようにコーンは、

¹¹ ここで「異端審問形式の訴訟手続」と訳されている言葉は、原文では「the inquisitorial procedure」であるが、これはすなわち「糺問訴訟」のことである。Cohn, aa.O. (註6), p. 230. コーンは「異端審問所」に先立って「糺問形式の訴訟手続」が存在したことを認めているが、コーンに拠れば異端審問所で行われた「糺問形式の」裁判は、「異端の根絶」を目的とした「被告にとってきわめて不利」なものであり、「弁護人が割りあてられることはほとんどなかった」上、訴訟手続は「秘密裏に行われ」、自白を引き出すために「拷問を用いることができた」ものであった。Ibid., p. 24; コーン、前掲書（註3）、31頁。このような「糺問訴訟」の理解の仕方は、現在ではトゥルーゼンの研究によって刷新されている。Winfried Trusen, Der Inquisitionsprozeß. Seine historische Grundlagen und frühen Formen, ZRG kA, 74, 1988, S. 168-230. よって、ここでコーンの述べる「the inquisitorial procedure」が本来の「糺問手続」と性質が異なるものであることを踏まえ、「糺問」という言葉を用いることを避け、日本語訳の際に用いられた「異端審問形式の訴訟手続」という表記をしておく。コーン、前掲書（註3）、319頁。

¹² Cohn, aa.O. (註6), p. 230; コーン、前掲書（註3）、319頁。なお、コーンに拠れば、「魔女の飛行」の観念は、遠くから魔女が集まって頻繁に大規模な集会を開くこと、すなわち「魔女のサバト」を可能にした。この観念は14世紀

1438年に行われたリヨン近辺での裁判において当局の側が、被告人であったピエール・ヴァランという人物から「共犯者達、すなわち、同様に杖に乗ってサバトに行った仲間の魔女たちの名前を引き出す」ために、すでに拷問にかけて事実上死刑を宣告していたにもかかわらず、彼を再度拷問にかけたと述べている¹³。彼は最終的に約10名の名前を挙げたという。前述のアラスの裁判においても、1459年にある人物が、自分がサバトで会ったすべての人の名前を挙げるよう拷問され、それらの人々がさらに多くの人の名前を供述するまで拷問にかけられた、とコーンは述べている¹⁴。組織犯罪性を考える上で興味深い点として、コーンが、当局の側が魔女の火刑に反対する人は誰であってもその人自身が魔女であると主張したということに言及している点は注目できる¹⁵。いずれにせよ、コーンは実際の魔女迫害の記録を取り挙げながら、このようにサバトのイメージこそが単一の人物に対して始まった裁判を大規模な裁判へと成長させる要素であったと見なし、またその手段としては主として拷問が用いられたと考えている。

コーンが確認したような仲間の供述と大規模化の関係は、その後の研究者たちによっても確認され、受け容れられている。例えばリヴァックはトリアの魔女迫害において306名の魔女が、逮捕された後に強制されて約1,500名の仲間を名指ししたという事に言及している¹⁶。このような仲間の想定された魔女裁判への影響については、1980年代以降の個別的な研究蓄積によって次のことが確認されている。すなわち魔女裁判においては、サバト参加者に関する告発が聴取され、その告発に基づいて拷問

以降形成されはじめたとコーンは述べているが、その源流にはローマ時代の「ストリガエ」の伝説、および民衆の間での「夜の淑女」の観念があったとされる。同上、279-303頁。

¹³ 同上、317-318頁。

¹⁴ 同上、319頁。

¹⁵ 同上、319頁。

¹⁶ ただし彼は、捕まった魔女による名指しの他に、北アメリカ植民地セイラムにおける魔女迫害のように、誰かが魔女を指名することによって魔女迫害が拡大することもありえたと述べている。Brian Levack, *Hexenjagd*, München 2003, S. 166.

が行われた¹⁷。結果として、ほとんどの場合に拷問によって長大な仲間のリストが聞き出された。

このようなサバトのイメージ－拷問－大量裁判の関係性についてであるが、ローレンツは迫害の大規模化の要因としては、拷問よりも魔女のサバトの観念に重きを置いている。彼はドイツにおいて14世紀半ばから刑事裁判における活発な拷問の利用が見いだせると述べているが、この際に全く魔女の大量迫害が起こっていないことを指摘する¹⁸。その原因として彼は、サバトの概念が魔女の観念に持ち込まれていなかったことが原因であると述べている。ローレンツは、サバトのイメージなしには、たとえ拷問が無法かつ恣意的に利用されたとしても、組織的かつ爆発的な魔女迫害は起こらなかったと主張している¹⁹。このような理解は法制史家であるトゥルーゼンにも共有されており、彼は冒頭で掲げた引用のように述べて、魔女のセクトの観念の発達が別の魔女を追求する必要性を生じさせ、拷問によって他の魔女の名前を供述させ、その供述が大規模な魔女裁判に繋がったという認識を示している²⁰。このような仲間のあぶり出しは、宗派に関わりなく行われた²¹。

¹⁷ Walter Rummel, Rita Voltmer, Hexen und Hexenverfolgung in der Frühen Neuzeit, 2. Auflage, Darmstadt 2012, S. 43-46, 50.

¹⁸ Sönke Lorenz, Aktenversendung und Hexenprozeß. Dargestellt am Beispiel der Juristenfakultäten Rostock und Greifswald (1570/82- 1630), Frankfurt a.M. 1983, S. 77-78.

¹⁹ Ebd., S. 77-78. この際にローレンツは次の文献を参照している。Hugo Zweitslot, Friedrich Spee und die Hexenprozesse, Trier 1954, S. 28.

²⁰ Trusen, aa.O. (註1), S. 209. ところで、個別の事例を見てみると、必ずしもサバトの観念と拷問と大量裁判の関係性は自明のものではなかった。例えばサバトの観念がそれほど浸透していない地域（スコットランド、メクレンブルク公領など）においても連鎖的な裁判と処刑が生じたという事が知られており、サバトの観念に懐疑的な地域でも大量裁判が生じ得たということを示している。また、仲間の告発の評価についても、地域や時代によって様々であったとされ、また本稿でも示すように同時代的にも様々な意見があった。Rummel, Voltmer, aa.O. (註17), S. 43-45.

²¹ トリーアと同様に仲間の名前を引き出すことが、同じくカトリックであった近隣のザンクト・マクシミン帝国修道院領において発生している。Adolf

以上で見てきたような研究状況をまとめると次のようになるだろう。従来の研究において、魔女が集団であるということは、サバトの観念と結びつけて考えられてきた。魔女の非実在を出発点とする合理主義アブローチの立場からすると、サバトもまた妄想の産物であると考えられたため、サバトのイメージの由来や、その形成過程、伝播の仕方などが研究対象とされてきた。従来はサバトの描写は現実の反転であると捉えられてきたが、近年の研究によってむしろ現実を反映したものであるということが指摘されるようになってきている。

また、サバトの観念は拷問の利用と結びついて、魔女迫害の拡大要因として考えられてきた。ローレンツやトゥルーゼンの理解に拠れば、魔女のサバトのイメージが広く共有されることにより、他の魔女をあぶり出そうという目的の下に拷問が行われ、そこで共犯者の名前が強制的に聞き出され、そして魔女迫害の連鎖、迫害の大規模化へと至ったとされている。

以上のような認識は誤りではない。しかしながら、魔女が集団であるという意識、すなわち魔女が「組織犯罪」であるという認識が、魔女を迫害する側の理論ややり方にどのような影響を与えたのか、という点について詳述した研究は管見の限り存在しない。言い換えれば、このような魔女の集団性というものの手続的な意味について、なお法史的な観点から具体的に検討する余地があると思われるのである。

このような研究状況に鑑み、本章ではシュルトハイスの記述を中心としながら、彼が魔女の組織についてどのような認識を持っており、それが手続においてどのような影響を与えているのかということを明らかにする。今までの研究が論じているように、魔女裁判においては仲間のあぶり出しが重要な問題とされ、そのためにあらゆる手段が講じられた。

Kettel, Kleriker im Hexenprozeß: Beispiel aus den Manderscheider Territorien und dem Trierer Land, in: Günter Franz, Franz Irsigler (Hrsg.), Methoden und Konzepte der historischen Hexenforschung, Trier 1998, S. 169-191, S. 175-180.

また、ルター派に改宗した後のリッペ伯領においても、16世紀半ばにサバトの構造を含む新たな魔女イメージが受容され、大量迫害が行われたとされる。Ralf Peter Fuchs, Hexenverfolgung an Ruhr und Lippe: Die Nutzung der Justiz durch Herren und Untertanen, Münster 2002; Rummel, Voltmer, a.a.O. (註17), S. 43.

また、その手段を巡っては、近世においても激しい議論が交わされていた。このような議論の様子もシュルトハイスの記述から把握することが可能であるが、さらに他の代表的な論者の見解を参照しながら、シュルトハイスの位置づけを探ってみたい。

第2節 組織犯罪性

（1）魔女の組織 ―規模と関係性

近世において魔女術罪がそもそも集団であると想定されていたことは、『カロリナ』からもわかる²²。『カロリナ』の第44条は魔女術罪における徴表を挙げているが、その中には「魔術を教えることを他の者に申し出た」ことや「魔術師と特別な交友関係を有する」ことなどが挙げられている²³。ここで想定されている繋がりひとつの形態は魔術の教授や師弟関係による繋がりである。

シュルトハイスもまた、例えば51項目に及ぶ徴表リストの中で、「魔術を習っていると裁判外で他の人びとに知られているか」²⁴、「他の人び

²² なお、市川啓によれば、『カロリナ』およびその前身となった『バンベルゲンシス』には、それ以前の立法とは異なり共犯者の可罰性に関する一般的な規定（『カロリナ』第148、177条など）が設けられ、普通刑法学ではこれを巡って議論が展開された。市川啓「間接正犯の淵源に関する一考察（1）：19世紀のドイツにおける学説と立法を中心に」『立命館法学』第361号、2015年、723-764頁、731-733頁。

²³ 「カロリナ」の訳出にあたっては以下の文献を参照した。Friedrich Christian Schroeder (Hrsg.), Die peinliche Gerichtsordnung Kaiser Karls V. und Heiligen Römischen Reichs von 1532 (Carolina), Stuttgart 2000；上口裕『カロリーナ刑事法典の研究』2019年、成文堂、167頁。

²⁴ Heinrich von Schultheiß, Eine Außführliche Instruction Wie in Inquisition Sachen des grewlichen Lasters der Zauberey gegen Die Zaubere der Göttlichen Majestät vnd der Christenheit Feinde ohn gefahr der Unschuldigen zuprocediren, Köln 1634, C. 2, S. 88f., „Ob einer für anderen ausserhalb des Gerichts bekant/ daß er das Zaubern gelernet? Wer oder welche darbey gewesen/ als er solches bekant? Wann vnnd wo solches geschehen? Wie vnd was gestalt darzu bewögt oder verurrsacht sey/ daß er solches bekant? Wer

とに悪魔的な魔術を教えようとしたか」²⁵といった点を挙げて、魔女の組織の拡がり方のひとつとして、このような魔術の教授による拡大があると認識している。そもそもシュルトハイスに拠れば、魔女術の罪のひとつは「それを教えられたすべての者たちが、悪魔によってそれを彼らの子供たちや他の者たちにまた教えるように強いられる」という点にある²⁶。

『カロリナ』が言及しているもうひとつの徴表は魔女と「特別な交友関係」を持つことである。「特別な交友関係 (sonderlich gemeynschaft)」とは様々な関係性が考えられるが、血縁に限らない親交を指すと思われる。魔女と親しい者や魔女の擁護をする者はまた魔女である可能性があるという事であるが、この考え方は容易に魔女の訴追の邪魔をする者は魔女の仲間であるという敵味方思考に辿り着く。例えばデルリオは、前章で言及したように²⁷、『魔術の探求』第5巻第4章にて次のように述べている。「第3に、魔術師たちはまた大凡異端者でもあるので、彼ら自身とその誤謬を学問的に弁護する者たちは、その者たち自身より悪く、また共犯者として見なされるべきである。彼らが魔術師であると知らない者たちは、その者たちがその防御によって裁判官の職務の執行を妨げないのであれば、そのように罰せられるべきではない。彼らが魔術師であるという事を知りながら、誤謬ではなく、人物のみを弁護するような者たちは、非常な疑惑を自らに生み出す」²⁸。魔女の味方をする者に対す

oder welche ihnen das Zaubern gelehret?“

²⁵ Ebd., C. 2, S. 89f., „Ob einer andern die Teuffelische Zauberkunst lehren wollen? Wer oder welche diejenige sein/ denen er das Zaubern lehren wollen? Wann vnd wo das geschehen? Wer oder welche von solcher anerpottener Lehr gehört haben? Wie vnd waß gestalt dasselbige außkommen/ daß er hat die Teuffliche Kunst dem oder die lehren wollen?“

²⁶ Ebd., C. 2, S. 71, „Daß grewliche Laster der Zauberey ist ein solches Laster/ daß alle diejenige/ so dasselbe gelehret/ von dem Teuffel gezwungen werden/ solches ihren Kindern vnd andern hinwieder zulehren.“

²⁷ 拙稿「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(5)」『北大法学論集』第71巻2号、2020年、49-87頁、ここでは54-55頁。

²⁸ Martin Delrio, *Disquisitionum Magicarum Libri Sex*, Louvain 1599/1600, L.

るデルリオの非難は弁護人に止まらず、「もし裁判官ないし支配者たちがこれらのものを彼らの裁判権の内において、あるいは彼らの領邦において弁護したなら、彼らは先ず破門されねばならず、そして強情の際には彼らの職、名誉、財産が奪われねばならず、追放されねばならない」、また「弁護人について言われていることは、彼らを言葉、振る舞い、助言、金銭によって援助する助力者にも当てはまる」とも述べている²⁹。

シュルトハイスが挙げた徴表の中では「魔女であった両親から生まれたか」、「たくさん魔女が処刑されたところの村や都市で生まれたか」、「魔術について疑わしき人物と特別の交友関係があるか」といった項目は『カロリナ』の発想と同じ流れに有ると言えるが³⁰、「魔女に対して糾

5, §. 4, pp. 378f., „3. est, cum sortiarij, vt plurimum etiam sint haeretici: eos qui scienter defendunt ipsos & errores eorum esse ipsis deteriores, prôque socijs habendos qui nesciunt esse sortiarios, hi punendi non sunt, vt tales: nisi sua defensione iudicis officium impediunt Qui scientes esse sortiarios, non defendunt errorem, sed personâ tantum: illi se valdè suspectos reddunt“.

²⁹ *ibid.*, L. 5, §. 4, p. 379, „Quod si iudices, vel Domini eos in suis iurisdictionibus, aut terris defenderint; primò sunt excommunicandi, & post pertinanciam officiis, dignitatibus, & bonis priuandi, & in exilium mittendi, [...] 4. Quod de defensoribus dictum, idem de fautoribus obtinet; qui verbis, factis, consilio, vel pecunia eos iuuant.“

³⁰ SchultheiB, aa.O. (註24), C. 2, S. 79-80. なお、「特別の交友関係 (sonderliche gemeinschaft)」については同じ項目の中で sonderliche Freundschaft vnd Gemeinschaft と表現されており、また血縁関係については他に項目があることから、血縁とは別であることが分かる。また、欄外には『カロリナ』第25条、第44条とともに、本文中で言及しているデルリオの著書と聖書が挙げられている。なお、血縁関係については、シュルトハイスは血縁関係があるからといってすぐさま魔女の仲間であるとは限らないと注意している。一方で、魔女の子どもは魔女である可能性が疑われるということも明記している。SchultheiB, aa.O. (註24), C. 7, S. 306. この点については、続く（2）における議論を参照されたい。なお『カロリナ』第25条の内容は以下の通り。Schroeder (Hrsg.), aa.O. (註23), S. 35f., „25. Erstlich von argkwonigen teylen mit anhangender erklerung, wie vnnd wann die eyn redliche anzeygung machen mögen. Item so man der anzeygung die inn vil nachgesetzten artickeln gemelt, vnd zu peinlicher frage gnugsam verordent sein, nicht gehabt mag, So soll man erfahrung haben,

問する事の故に憤ったり、それについて快く思わないか]、「魔女コミ

nach den nachuolgenden vnnd dergleichen argkwonigen vmbstenden, so man nit alle beschreiben kan. § Erstlich ob der Verdacht eyn solche verwegene oder leichtfertige person, von bösem leumut vnd gerücht sei, daß man sich der missethat zu jr versehen möge, oder ob die selbig person, dergleichen missethat vormals geübt, vnderstanden habe, oder beziegen worden sei. Doch soll solcher böser leumut nit von feinden oder leichtuertigen leuten, sondern von vnpartheilichen redlichen leuten kommen. § Zum andern, ob die verdacht person, an geuerlichen orten, zu der that verdecktlich gefunden, oder betreten würde. § Zum dritten, ob eyn thetter in der thatt, oder die weil er auff dem wegdarzu oder dauon gewest, gesehen worden, und imm fall so er nit erkannt were, Soll man auffmerckung haben, ob die verdacht person eyn solche gestalt, kleyder, waffen, pferde, oder anders habe, als der thetter obbemelter massen, gesehen worden. § Zum vierdten, ob die verdacht person, bei solchen leuten wonung oder gesellschaft habe, die der gleichen missethat üben. § Zum fünfften, soll man in bescheidigungen, oder verletzungen, warnemen, ob die verdacht person auß neidt, feindschafft, vor geender trawe, oder gewartung eynlicher nutz zu der gedachten missethat vrsach nemen möcht. § Zum sechßten, so eyn verletzter oder beschedigter, auß etlichen vrsachen jemant der missethat selbs zeihet, darauff stirbt oder bei seinem eyde betewret. § Zum sibenden, so jemant, eyner missethat halb flüchtig würd.“ 上口、前掲書(註23)、134-135頁。「第25条 まず始めに、疑惑を生ずる断片の事実 (argkwonige teylen) について定め、加えて、これら断片的事実がいかに、かつ、いかなる場合において適法な徴憑を構成するかを説明するものとする。同じく、以下の多数条文 [=29条以下] において定められ、かつ拷問に十分なるものと命ぜられている徴憑を見出しえざるときは、以下に定める疑惑を生ずる〔一般的〕諸事情、及び、その全てを〔本令に〕記述しえざる類似の疑惑を生ずる〔一般的〕諸事情が取り調べられ (erfahrung haben) なければならない。第1に、被疑者が、当該犯行をなしうと予期 (versehen) すべき、風評 (böser leumunt vnd gerücht) のある大胆若しくは軽率なる人物であるとき、又は、被疑者が同種の犯行を行い、企て、若しくは疑われたことがあるとき。ただし、かかる風評は、その敵対者又は軽率なる者等ではなく、公平なる分別ある者等に由来するものでなければならない。第2に、被疑者が、犯行に関連のある不審なる場所において目撃、発見又は捕縛されたとき。第3に、行為者が犯行中又は、犯行現場への往還において目撃され、かつ、かかる場合において行為者が同定されざるときは、被疑者が、目撃された行為者と同様の体格、衣服、武器、乗馬そ

サール、参審人、および審問に立ちあう他の者、ないし彼を連れてきた者について、ふさわしくない、恥ずべき、あるいは無責任な話をするか」、「それによって魔女に対して裁判がされなくてよいように、助言したり手助けをしたり、働きかけたりしたか」、「弁護人、代理人、公証人、法律相談者が、魔術の悪徳のゆえに逮捕されたようなある人に仕え、かつ意図的に、またよく知りながら、法や博士〔の論文〕を曲げて書面において主張をしたか」といった項目は、デルリオと同じく、糺問やコミサールの邪魔をする者は魔女の可能性があるとという敵味方思考に拠って立つと言える³¹。

他にも、シュルトハイスが魔女の仲間を危惧していたということは、彼が拘留している魔女の監視を任せる監視人ないし番人について与えた指示からも理解できる。シュルトハイスは監視人に拘留している魔女に許可なく余人を近づけないこと、もしそのような者がいたらその者を捕らえること、そして監視人自身が魔女と会話したりしないことを誓約させるべきだと述べている³²。特に誓約の後半部分からは、彼が監視人に

の他を有するか否かに留意しなければならない。第4に、被疑者が、同種犯罪を行う者の許に居住しこの者と親交のあるとき。第5に、加害行為の場合においては、被疑者が嫉み、敵意、以前に行いたる脅迫 (vor geende trawe)、又は、何らかの利得の期待に基づき犯行に至ったものであるか否かに留意しなければならない。第6に、被害者が、何らかの根拠に基づき何びとかを犯人と名指し、その後死亡せるとき、又は、宣誓により〔犯人であることを〕確証せるとき。第7に、何びとかが犯行を理由に逃亡せるとき。」

³¹ Schultheiß, aa.O. (註24), C. 2, S. 90-92. なお、これらの項目について欄外に挙げられているのは聖書とデルリオ（本文中で言及している箇所）である。

³² Ebd., C. 4, S. 165-166, 和訳は筆者による。„I. ES soll kein Wächter ohn *special* außrücklichen befelch/ ohn zulassung deß *ommissarij*, verstaten daß ausserhalb des Richters oder beyden bey der Peinlicher Frag gebraucheten Scheffen vnd deß Gerichtschreibers auch des Herrn BeichtVatters/ ein ander bey den gefangenen Hexen komme. II. ES soll auch kein Wächter dem gefangen zu essen oder zu Trincken bringen/ vnd dem jenigen so darzu verordnet im geringstem nicht vorgreifen. III. ES sollen die Hüter den oder die Jenigen/ so ohn vrlaub des Herren *Commissarij*, sich bey dem gefangen finden lassen alßbaldt am Leib anhalten vnd ohn eingeholete erklerung

も信頼を置いていないことが分かる。

deß Herrn *Commissarij* nicht *dimittiren*. IIII. Wurde auch einer des nachts oder Tags heimlicher weiß bey der Gefengnus von den Wächter betreten werden/ denselben sollen sie auch zureden setzen/ vnnd nach beschaffenheit des verdachts auch anhalten/ biß darvber des Herrn *Commissarij* verordnung eingehölet. V. Es sollen so woll die Hüter alß auch die den angriff gethan haben/ des gefänglich geliberten Kleyder vnd Schue fleissig durchsehen/ vnd sonderlich sollen sie auch die Lappen vnder den Schun woll beschawen/ ob erwann zwischen den Lappen sihlen oder andere verdächtige Sachen verdorgen/ jngleichen sollen sie fleissig auffmercken/ ob in den bierkantden oder sunsten vnderm essen den gefangenen schlüssel/ Negel/ Eyfen/ Messer/ Korden/ Brieffe oder andere verdächtige Sachen zugesandt würden/ vnd da sie solches finden/ dem HERRn *Commissario* alßbeldt fürbringen. VI. Es soll auch kein Wächter heimliche mit dem gefangen reden. VII. Jngleichen soll keiner der Hüter den gefangen fragen/ was in oder ausserhalb der Tortur vorgelauffen/ oder von jhm dem gefangen bekandt/ oder nicht bekandt sey. VIII. Es sollen auch die Wächter trewliche aufsicht haben/ vnnd zum fleissigsten verhüten/ damit der Gefangener sich selbst kein leyd thue. IX. Es soll ein jeder Hüter diese obgesetzte Artiülen steiff vnnd fast zuhalten/ auch da er vermercken würde/ daß ein oder ander seiner mitgesellen gegen die Articulen in einigem Punct handtlete/ solches dem Herrn *Commissario* zuuerwissigen Eydtlich angloben. Waß etwan noh jedes Orts beschaffenheit weiter in acht zunehmen/ solches kan nach eines jedes Obrigkeit besser maynung den Articulen zugesetzt/ vnd darauff der Eydt begriffen werden.“

「1. 監視人は、特別の明確な命令またコミサールの許可なくして、裁判官が拷問の際に従事する2人の参審人、および裁判所記また聴罪司祭の以外の人が捕らわれた魔女のそばに来ることを許してはならない。2. 監視人は、捕らわれた人に食べものや飲みものを持っていてはならない。そのために指示を受けた人に、少しも先んじてはならない。3. 番人たちは、コミサールの許可なくして捕らわれの人の傍で発見された人を、ただちに逮捕せねばならず、また求められたコミサールの宣言なしに解放してはならない。4. またある人が昼夜の秘密のやり方について捕らわれの人の傍で監視人によって捕まえられたなら、その人を彼らはまた逮捕せねばならず、またコミサールの指示が受け取られるまで疑惑の性質に従って拘留せねばならない。5. 番人たちはまた人を捕らえたなら、捕らわれの人の衣服と靴を勤勉に調べるべきである。特に、しばしば布きれの間に多くの、また他の疑わしいものが隠されているかどうか、彼らはまた

しかしながら、シュルトハイスの考える魔女の組織の構成を考えれば、彼が監視人にも信頼を置かないのは当然である。彼は魔女裁判の要素のひとつとして悪魔を取り挙げるほどに悪魔の存在を重視しているが³³、また著書の中で何度も「悪魔的帝国 (Teuffelsch Reich)」あるいは「魔術師的帝国 (Zauberisch Reich)」という言葉を用いている³⁴。彼の想定する魔女の集団の頂点には悪魔がいることは明白であるが、この組織は悪魔－魔女の単純な構成にはなっていない。後述するサバトの詳細な描写にもこのことは見てとれるが、ここではシュルトハイスが言及しているエルヴィッテのある30歳の男性について触れておきたい³⁵。『詳細なる手引き』の中で「博士」は、自らが経験したこととしてこの男性にまつわるエピソードを語っているが、その男性は魔女の根絶を熱心に求めている村の代表のひとりだった。しかし後にその男性が魔術師として拘留された際に「博士」が彼に何故魔女の根絶に熱心だったのかを問うたとき、彼は悪魔の企みについて語った。彼が語ったところに拠れば、悪魔がダンス場での集会において、彼の「軍隊」を再編する目的で、年老いた者たちを放逐して若人を集めようと、周囲にいた「身分の高い役人」に語ったのだという。文脈からはこの「身分の高い役人」がその男性自身かど

靴の下の布きれを良く検査するべきだ。同じく、ビールジョッキやその他のものの中、食事の下に見出された鍵、釘、鉄、ナイフ、布、手紙その他疑わしき物があるかどうか、彼らは勤勉に注意を向けなければならない。そこで彼らがそのような物を発見したなら、コミサールにただちに報告せねばならない。

6. また監視人は密かに捕らわれの人に助言してはならない。7. 同じく番人の誰も、何が拷問の最中やそれ以外で行われるか、またそれについて捕らわれの人が知っているか否か、捕らわれの人に問うてはならない。8. また監視人は誠実な監視をするべきである。そしてそれによって捕らわれの人が自らに全く危害を加えることのないよう、大いなる勤勉さでもって防止せねばならない。9. どの番人も、これらの定められた諸条項を堅く護持すべきである。またそれを彼は心に留めるべきだ。その仲間のあれやこれやの人がいくらかの点について条項に反して振る舞っているなら、そのようなことをコミサールに賛同することを宣誓によって誓わねばならない。」

³³ Ebd., C. 7, S. 296.

³⁴ Ebd., C. 6, S. 278, C. 7, 302, C. 8, 352.

³⁵ 以下の話は Ebd., C. 7, S. 298f.

うかは不明だが、このことからサバトにおいて悪魔の取り巻きとも呼べる人びととその他の魔女たちがいる様子がかがえる。また、シュルトハイスは十二使徒の中に裏切り者であるユダがいたということに言及しながら、ヴェルツブルクで多数のイエズス会士が魔術師として処刑されたことも不思議ではないと述べており、社会のあらゆる層に魔女の仲間がいることを認めているのである³⁶。

最初に見たように、魔女に仲間がいる可能性は『カロリナ』の時点で既に想定されていたと言える。シュルトハイスもまたこのことを自明のものだと受け取っており、しかも社会のあらゆる階層に魔女の仲間がいることを想定している。シュルトハイスの魔女の仲間に対する強い警戒心は魔女の弁護人を務めることを徴表に含めたり（これはデルリオの主張の流れを汲む）、拘留中の魔女の監視人に与えるべきとした指示からも読み取ることができる。さらにエルヴィッテのエピソードは、魔女のサバトの描写が現実社会の反映であるという近年の研究にも即していると言えよう。しかしながら、魔女が単独犯でない可能性を想定しているにとどまる『カロリナ』と、もはや集団であることを確定的な前提として魔女裁判を執り行おうとしているシュルトハイスとでは、魔女に対する接し方が異なってくるのは当然だろう。というのも、後者においては1人の尋問される魔女に対して必ず仲間（共犯者）がいるということになり、これを積極的にあぶり出したり、あるいは他の仲間からの供述を得て手続を進めたりすることが重要になってくるからである。シュルトハイスの示す手続や理論にはこのような特徴が明確に見られる。

（2）血縁関係と魔女

魔女の組織性に関わる具体的な手続の内容に入る前に、もうひとつの

³⁶ Ebd., C. 10, S. 492f., „es ist zwar nicht ohn daß etliche wenige Geistliche des Lasters schuldig befunden/ auch hingerichtet seyn/ aber das ist kein wunder/ vnnd dem Geistlichen Standt nicht schmehehlich nach verweifflich nachzureden/ Dann es ist vnder den zwölff Aposteln ein Schelmischer Verrähter gewesen/ aber deßhalber kann den Aposteln vnd den nachfolgenden Geistlichen nichts vngebürlichs lasterhafftiges oder schmechlichs mit fug vnd bestandt von einigem Menschen nachgeredt werden.“

魔女集団の繋がりについて簡単に見てみたい。つまり、血縁（親族）関係による結びつきである。これについては、悪魔学者たちが盛んに論じている一方で、カルプツォフやブルネマンといった刑事法学者たちは全く何も述べていない。

『カロリナ』は明記していないが、当時の悪魔学者は魔女同士の繋がりひとつとして（それもそれなりに蓋然性の高い結びつきとして）、血縁関係（特に母親－子ども）を想定していた。例えばボダン、父親と息子が互いに証人として立つような事態について、「他の犯罪においては互いに対する証言は認められないが」、魔女術の犯罪においては血の絆において他に証言が得られないと述べる³⁷。また、「この魔術的悪行において娘は母に対して尋問されうる」とも述べているが、これは母親が魔女であるなら、娘をサバトに連れて行くからだという³⁸。ラットマンに拠れば、ボダンが自ら裁判官として関与したジャンヌ・ハヴィリエに対する裁判においては、被告人の家族に関する情報が照会され、母親が魔女として処刑されていることが確認されると、ボダンはそれを娘が魔女であるという推定をもたらすに十分な情報であると見なしている³⁹。

デルリオもまた弱い徴表のひとつとして「両親が魔女であること」を挙げている。この際に彼は「特に、もし母親が魔女であったなら、またもし祖母もそうであったならなおのこと」疑惑が生じると述べている⁴⁰。

³⁷ Jean Bodin, *De la demonomanie des sorciers*, Paris 1580, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „Et ne faut auoir esgard si c'est le pere pu le fils. Le tesmoignage desquels ne doit pas estre receu l'un contre l'autre, pour autres crimes, encores qu'il ny eust autres tesmoins pour la reuerence du sang”.

³⁸ *ibid.*, L. 4, Cap. 2, p. 178v., „Et faut ouyr la fille contre la mere en ce crime de Sorcellerie, par ce qu'il c'est cogneu par vne infinitédu iugemens que la me-Sorciere meine sa fille enfist brusler vne touttee vifue, qui auoit mené sa fille aux assemblees, & qui depuis reuela tout, comme l'ay dict cy dessus.”

³⁹ Christopher Lattmann, *Der Teufel, die Hexe und der Rechtsgelehrte. Crimen magiae und Hexenprozess un Jean Bodins De la Démonomanie des Sorciers*, Frankfurt a.M., 2019, S. 275.

⁴⁰ Delrio, a.a.O. (註28), L. 5, §. 4, p. 381, „idem censeo de parentibus, quamquam

ただし、デルリオによればこの徴表はカトリックその他の著述家によって不確かなものであるとされていることも認めている。そのためデルリオは「良い評判がない」という条件をつけて、「私は、もし良い評判を持つ被告でないのであれば、誰かがそのような両親から生まれ、彼らによって教育されたとき、糺問のための疑いが生じるし、もしそれだけでなくあれやこれやの徴表が付け加わったなら、拷問されうる、と考える」と述べている⁴¹。興味深いことに、ボダン『悪魔狂』からデルリオ『魔術の探求』にかけて、この「血縁関係」という徴表が重要性を失っていつているように見うけられる。

さて、シュルトハイスもまた血縁関係に言及している。シュルトハイスは証人として、魔女の子どもを用いることについて、「というのも魔女は子供たちに罪を同じように教えるので」有効だと述べている⁴²。またより直接的に、次のように述べている。「次に、もし両親が魔女であるなら、よってまた彼らの子供たちが容易く罪へと唆されるということは一般的なことである。……また、子どもの血がそれによって汚染される。特に母がその罪を負っている場合には」⁴³。今まで見てきた中で多少なりともわかるようにシュルトハイスはとりわけ女性と魔女とを結びつけるような記述をしていないのだが、ここでは母親が魔女である場合に特に注意を促している。このような魔女と血縁関係の結びつきはシュルトハイスの手續に影響を与えているようである。例えば、防御の機会につい

sit indicium nonnihil proponquius, & magis immineat periculum ab his, quàm à patria; & faueat suspitioni experientia, maximè quando mater est malefica, & magis adhuc si etiam auia fuit, hoc, vt certum admisere Godel. & Bodin.“

⁴¹ *ibid.*, L. 5, §. 4, p. 381, „puto enim, si à talibus patentibus ortus, & ab his educatus fuerit, gigni suspicionem ad inquirendum, quando non est bona famae reus: si aliud indicium praeterea accedat, posse torqueri.“

⁴² Schultheiß, a.a.O. (註24), C. 3, S. 141, „Vnnd weiln die Hexen den Kindern das Laster gemeinlich lehren“.

⁴³ *Ebd.*, C. 8, S. 337, „Zum andern/ wann die Eltern Hexen sein/ so ists gemeinlich daß auch ihre Kinder leichtlich zu dem Laster verfuhrer werden/ [...] daß auch daß geblüt der Kinder dardurch *inficijrt* wirt/ vnd sonderlich wann die Mutter mit dem Laster behafftet.“

て論じている際に、シュルトハイスは被尋問者の家族や友人等が徴表の写しや尋問への立ち会いを求めた場合には、それを断ることができると述べているが、その理由は、「というのも魔術の罪は驚くべき性質を持っていて、つまり特にその人びとの傍を行き交うほぼすべての家族がそれによって感染されていること、そのようにして拡大するのである」⁴⁴。

しかしながら、シュルトハイスの議論全体を俯瞰すると、血縁関係は必ずしも大きな役割を果たしてはいないようである。例えばシュルトハイスは両親が魔女として処刑されたかどうかは徴表のひとつだと述べているが、同じ箇所で「この際にその両親におぞましき犯罪の罪があり、また処刑されたような敬虔な子どもが多くいるということに特に注意が必要である。すなわち、両親から子どもへ、つまり両親が魔女であった時、故に子どもが魔女であるということは、まだ正しく確実に論証されておらず、両親によって子供にその悪徳が確実に引き継がれるわけではない」と注意を喚起している⁴⁵。このような血縁関係を徴表とすることに対する慎重さはデルリオにも見うけられたが、シュルトハイスはデルリオのような「良い評判」の条件を付帯させていない。むしろシュルトハイスにとっては、血縁関係は魔女の組織の繋がり方の一つに過ぎないのであって、そのような繋がり方を含んだより大きな組織（シュルトハイスの言を借りれば「帝国」）として魔女の集団を想定していたのである。そしてその想定に基づいて、尋問の際には仲間の魔女の名前を挙げることが求められた。

（3）尋問の主眼

⁴⁴ Ebd., C. 6, S. 277, „dann das Laster der Zauberey ist der erschrocklicher eingenschafft/ daß da es in geschlechten einreisset/ der masse sich außbreitet/ daß fast die gantze *familia* dadurch *inficijrt* wirt“.

⁴⁵ Ebd., C. 2, S. 79, „Bey disem ist in sönderliche obacht zunemen/ daß auch viel fromme Kinder seyn/ deren Elteren des grewlichen Lasters schuldig vnd hingerichtet/ Also daß von der Eltern auff die Kindern/ Als nemlich die Elteren seyn Hexen gewesen: *Ergo* seyn die Kinder auch Hexen/ nicht recht noch bestendig kann *argumentirt* vnd von den Eltern auff die Kindern das Laster nicht sicher vnfehlbar gezogen werden?“

魔女が組織であることは当然の前提であったため、魔女を尋問する側は捕らえた魔女から仲間の名前を聞き出すことに腐心した。仲間のあぶり出しがいかに重要であったかは、シュルトハイスのテキストからも十分に読み取ることができる。シュルトハイスは魔女として捕らわれた人物に対する尋問（拷問を伴う、伴わないを問わず）において聴取すべき項目五つを挙げているが、実にそのうちの3つが仲間に関する項目である。彼が挙げているのは「誰が彼らに魔術を教えたか」「彼と共に悪魔と魔女の集会に来たのは誰か」「誰に悪魔の技〔＝魔術〕を教えたのか」ということである⁴⁶。「誰が彼らに魔術を教えたのか」については、シュルトハイスが関心を持っているのはどうやら、その魔術の先生が「生きているか、それとも死んでいるのか」であったようだ⁴⁷。サバトの出席者の名指し、および「弟子たち (*discipuln*)」の名前を告白することについてシュルトハイスは、仲間の名前を挙げることは、仲間の魔女を悪魔による捕らわれの状態から解放して（現世の司法によって）神の慈悲の上に再び導くものである、仲間のためになる行動であると述べている⁴⁸。

シュルトハイスが尋問において仲間のことを聞き出そうとしていたことは、彼が著作の第5章で具体的に描写した尋問の例からも理解できる。第5章でシュルトハイスはグレタと呼ばれるある女性（およびトニスと呼ばれるある男性）の尋問の様子を細かに記述している⁴⁹。コミサルである「博士」は最初にグレタに自分が告発された心当たりについて尋ねているが、グレタが魔女であることを否定し続けると、刑吏のユルゲン

⁴⁶ Ebd., C. 7, S. 300ff. なお、尋問の順番は①誰から魔術を教わったか、②害悪魔術について、③サバトに誰が来たか、④誰に魔術を教えたか、⑤情况等の詳細である。

⁴⁷ Ebd., C. 7, S. 300, „man den Lehrmeister er sey lebendig oder Todt wissen wolle.“

⁴⁸ この点については第4章において詳述する。

⁴⁹ グレタ及びトニスという人物が実在した、あるいは実在した誰かをモデルにしたものであるのか、それともシュルトハイスの仮想したものである割合が高いのか、これについては全くわからない。また、第5章に記された描写が、シュルトハイスによる実際の尋問の様子をどこまで忠実に再現したものなのか、同様に不明である。

親方を招き入れ恫喝している。この際の怯えたグレタと「博士」の会話は次のようなものである。

グレタ：ああ、あなたがなにをなさっているか、あなた様は知っておられる。私はあなたの方の手の内にある。哀れな女である私はなにを言えばいいのか、私はなにをすべきなのか。あなた様はなにを私から得たいのですか。

博士：お前は我々に、誰がお前に魔術の悪魔的な技を教えたのかを言わねばならない。それを我々はお前から得たい。それを我々は知りたいのだ⁵⁰。

（シュルトハイス『詳細なる手引き』第5章、189頁。）

それでもグレタが話そうとしないので、「博士」はいったんグレタに席を外させ、裁判官や参審人達とともに拷問を行うことの是非を相談している。そして再度グレタを入室させ、裁判官による拷問の宣言の後に、再び「博士」は拷問を受けなければ誰が自身に魔術を教えたのかを言うように求める⁵¹。この脅しにより、グレタはついに母親から魔術を教わったことを告白し、「博士」はそれに対していつそれがなされたのか等詳しい状況を矢継ぎ早に尋問している⁵²。

⁵⁰ Schultheiß, a.a.O. (註24), C. 5, S. 189, „Gretha. O/ jhr Herrn sehet zu waß jhr thun/ jch bin in ewer Händt/ was soll ich arme Fraw sagen/ waß soll ich thun/ was wollet jhr Herrn von mir haben? Doctor. Du solt vns sagen wer dich die Teuffliche kunst der Zauberey gelehret hat/ das wollen wir von dir haben/ vnd das wollen wir wissen.“

⁵¹ Ebd., C. 5, S. 194, „ja ich bitte dich/ du wollet Gott dem Herrn die Ehr geben vnd sagen/ wer dich so erbarmlich verführet/ vnd die kunst gelehrt hat/...Wann einer in der güte nicht bekennen wil/ so muß einer durch peyn bekennen/ darumb ist M. Jurgen hier. Woltu deiner glieder verschonen/ vnd dich selbst helfen/ damit dein Edele Seel/ für welche der Herz Jesus Christus den Todt gelitten hat/ auß des Teuffels Strick errettet werde/ es ist zeit daß du in der güte bekennest/ dan ich bin des vielen Redens müdt.“

⁵² いつ母親が魔術を教えたのかという問に対してグレタが子どもの頃だと答えた後、ユルゲン親方が拷問にかけるぞと脅しつつ、「博士」は次の質問をし

次にシュルトハイスは悪魔との情交、害悪魔術の詳細について訊いたあと、サバトについても尋問している。まずはどこにダンス場があるのか、そこに行くためにどうやって行くのか、何人くらいがそこに集まったのか、その数の推測は正しいかといったことが尋問される⁵³。そしてさらに尋問を続ける前に、「博士」はグレタが再び神に受け容れられ、悪魔との関係を絶つことができるようにグレタと共に祈りを捧げている。この辺りは次章に関わることであるが、コミサールが尋問官としてだけでなく、司祭のような役割を果たしていたことを窺わせる描写となっている。その祈りの後に、「博士」はダンス場で見た人物の具体的な名前を聞き出そうとしている。「博士」はグレタに、名指しすることは仲間の魂の救済のためになること、そして無実の人を告発するなら永遠の罰を受けることを明言する。「お前はまた誰も謀ってはならないし、すべきでもない。もしお前が憎しみや嫉妬からある人を告発しようとするなら、お前は永遠に罰を受けるだろう。……お前は今、偽りの告発によって自らの永遠の罰の原因を自身に与えてはならず、またお前はあなたが真実魔女と悪魔の集会においてダンス場で見、かつお前が良く知っている人びとについての沈黙や隠し事によって、お前自身に永遠の罰のための原因を与えてはならない。今、私にイエスの名において言え。お前がそこで見た者たちは誰か」⁵⁴。これに対してグレタがある人物の名前を

ている。1. どのように教えたのか、なにをせねばならないのか、2. どこでか、3. どの場所でか、4. 母親は教えたときになにを行ったか、5. それに対してお前は何をしたのか、6. 父親はどこにいたのか、7. 兄弟姉妹はどこにいたのか、8. 当時、下男下女がいたか、9. その名前と現在の住居はどこか、10. その下男下女は、お前が魔術を使えることを知っていたか、11. それらは何歳の時のことか。その後さらに、詳しい状況を尋ねている。Ebd., C. 5, S. 196ff.

⁵³ Ebd., C. 5, S. 208. なお、第2の質問「お前はどのようにしてそこに来たのか」と第3の質問「それは角(複数形)を持っていたか、いなかったか」の間にはなんにも書かれていないが、恐らくはグレタの「ヤギに乗ってダンス場に行った」という返事があったものと思われる。このことから、列挙されている質問はひとつずつ質問されたものであり、それに対する回答は完全には記されていないという事が分かる。

⁵⁴ Ebd., C. 5, S. 213f., „Du must vnnd sollest auch keinen Menschen beliegen/ wann du auß Haß oder Neidt wurdest einen Menschen besagen/ so wurdestu

挙げると、さらにその人物やダンスにおけるその人物の役割について細かい尋問が続く⁵⁵。さらにサバト自体については、ダンスのあとの宴会について、その食事の内容やテーブルの形、食料の入手方法や席次などの詳細、さらに悪魔の容姿や悪魔崇拝の仕方などが問われる。それらの後、グレタは最後に魔術を誰に教えたかが問われるのである。以上のような流れは、上に述べたようなシュルトハイスの尋問の手順に（当然ながら）完全に沿っている。また、その後グレタの尋問が終わり、（グレ

in Ewigkeit verdammet; [...]Aber du must jtzo durch falsche besagung zu deiner verdamnuß selbst kein vrsach geben/ du must auch durch verschweigung oder hinderhaltung der Personen/ so du warhafftig/ in der Hexen vnd Teuffeln versamblung auffm Tantzplatz gesehen/ vnd wol gekant hast/ dir selbst kein vrsach zur ewigen verdamnuß geben/ Nun sag mir in Nahmen Jesu/ welche seyn die jenige so du dar gesehen hast?“

⁵⁵ 具体的な質問項目は以下の通り。1. 当該人物がどうやってサバトへ来たのか。2. 最後に当該人物を目撃したのはいつか。3. どのくらいの頻度で当該人物を目撃したか。4. どのように当該人物はサバトから去ったのか。又、どのようにダンスを踊ったのか。5. 当該人物はダンスの先頭、中心、ないし後方など、どの位置に常にいたのか。6. 当該人物は常に先頭にいたのか。7. 当該人物は誰と踊っていたか。8. 当該人物はどんな服を着ていたか。9. 当該人物はその他の者と踊ったか。10. その後当該人物は誰と踊ったか。11. それを目撃した時、当該人物はどのくらいの長さその者と踊っていたのか。12. 当該人物と踊った相手（原文では「彼女」と表現されている）はどんな服を身に着けていたか。13. どのくらいの頻度で、当該人物をダンスにおいて目撃したか。14. 当該人物は何の上で踊っていたか。15. 何によってその縄がつけられているのか。16. 何がその両端にあったか。17. 楽師は誰か。18. 楽師は何の上で演奏していたか。19. 楽師は座っていたか、立っていたか。20. 楽師はどこにいたか。その場所の先頭か後方か、あるいは何かの傍にいたか。21. 楽師に何（恐らくは報酬のことと思われる）を与える必要があったか。22. またダンスの際にはダンスに関して時折口論がなされなかったか。23. 最後にそれが起こったのはいつか。24. ダンスのゆえに口論をした者たちは何者か。25. 彼らは何と言ったか。また彼らは殴り合ったか。26. どのように彼らは闘ったのか。27. 誰と共に踊ったか。28. 魔女達のだれかと踊ったか。29. 誰と一緒に踊った相手か。30. 最後に踊った相手は誰か。それはいつのことか。31. どのくらいの頻度でその者と踊ったか。Ebd., C. 5, S. 214f.

タとトニスの対質がなされた後) グレタが名指ししたところのトニスという男性への尋問へと移るが、このトニスは頑として誰から魔術を教わったのかを自白しようとしなかったため、彼は拷問にかけられることになる。ただし、この拷問の描写もかなりあっさりしたもので、脚ねじを締めるとすぐにトニスは自白し出す⁵⁶。

以上のように、魔女が集団であるということはシュルトハイスの示す具体的な尋問内容に大きく影響を与えており、もはや本人が魔女であるか否かよりも、仲間をあぶり出すことが尋問の主軸に据えられていることが分かる。さらにシュルトハイスの場合、集団としての魔女イメージに悪魔の妨害という観念が加わって、尋問を受けている魔女が仲間を名指ししないという状況は悪魔によって妨害を受けている状態だと認識されている。このような認識のコミサールの下では、被尋問者が仲間を名指ししないのは、彼が魔女ではないので名指しできないのではなく、悪魔によって唆されているので名指ししないのだと解釈される。

(4) 供述の信憑性と法的効力① 一拷問の条件としての告発の信憑性

魔女が集団であることにに関して、手続に関わるもうひとつ重要な論点は、仲間の供述の信憑性である。前章で見たように、魔女術の犯罪においては通常の証人による証言が期待できないため、通常では証人適格のないはずの証人を認めるということがしばしば主張されており、その中には仲間(共犯者)が含まれており⁵⁷、それはシュルトハイスについても同様であった⁵⁸。

しかしながら、当時において仲間の供述に対する信憑性については、法学者・悪魔学者を問わず広く議論があったようである。シュルトハイス自身も、魔女の供述には偽の証言の可能性があることを認めている⁵⁹。この信憑性という問題について、シュルトハイスは大きく分けて2つの

⁵⁶ Ebd., C. 5, S. 248-253.

⁵⁷ 拙稿(註27)、72-77頁。

⁵⁸ Schultheiß, aa.O. (註24), C. 3, S. 137, „Zum sechsten der Hexen Mittgesellen Zeugnuß ist auch gültig“.

⁵⁹ Ebd., C. 3, S. 151.

問題を取り挙げている。ひとつは仲間（共犯者）の告発によって裁判のどの段階まで手続を進めることができるのかという問題であり、もうひとつは共犯者に対する告発を含む自白を被尋問者が撤回した際にはどうすべきかという問題である。

魔女による供述（より刑事法学一般に通用する表現にするならば、共犯者による告発）については、そもそもそれが証拠として許容されるのかという問題（証拠能力）が存在し、また許容されたとしても、一体どの程度の価値（重さ）を有するのかという問題（証明力）がある。とりわけ後者に関して言えば、被疑者に関する徴表として共犯者による告発しかないときに、被疑者に対して拷問を行うことができるのか、また何件の告発があれば告発のみで拷問へと手続を進めうるのか、ということが問題とされた。この点についてシュルトハイスは極めて詳しく議論を展開しているが、彼の議論を確認する前に悪魔学者や法学者たちがどのように考えていたのかを確認しよう。

ボダンはいかに述べたように、通常の犯罪においては認められないはずの共犯者たちを、大逆罪とのアナロジーを用いながら、証人として認めている⁶⁰。ボダンはここで、「悔悛」という基準を持ち出している⁶¹。ボダ

⁶⁰ Bodin, aa.O. (註37), L. 4, Cap. 2, pp. 177v-178r., „Il faut pour mesme raison, & beaucoup plus grande recevoir les personnes infames de faict & de droit en tesmoignage contre les Sorciers, pourueu qu'il y en ait plusieurs concurrens avecques indices: autrement il ne faut pas esperer que iamass ceste impieté si execrable soit punie. Or tous sont d'accord & les Iuges le scauent tres-bien pratiquer, que les complices du mesmes faict de volerie ou assassinat font preuve les vns contre les autres“. また、以下の文献を参照。Lattmann, aa.O.(註39)、S. 250-254；拙稿（註27）、72頁。

⁶¹ この「悔悛」については、一般的に「罪を後悔している」という意味で用いられている可能性もあるが、刑事裁判の文脈においては具体的な手続と関わりがあった可能性がある。『カリリナ』第79条に拠れば、しばしば最終開廷日の前に被告人が罪の告解を求める事があったようである。また、カルプツォフやブルネマンは、有罪判決を受けた被告人が告解や罪を認める事、秘跡等を拒む場合について論じており、罪の告解がなされない場合もあった。また、この際の告解には人生における様々な罪が含まれ、一方で本件の内容については無実を訴えるというようなこともあったようである。Benedict Carpozov,

ンは、「悔悛」した魔女の告発は、その魔女が告発した相手への「推定」として、信頼できると述べる。対して、「悔悛」せずに死んだ魔女についてはその供述は信じられない、とボダンは論じている⁶²。

魔女の訴追についてボダンの主張はかなり過激である。ボダンは、夜に行われたり、人気のないところで行われたりする秘密犯罪については、

Practica Nova Imperialis Saxonica Rerum Criminalium[...], pars. 3, Wittenberg, 1670, Q. 137. n. 46, p. 309; Johannes Brunnemann, Tractatus Juridicus de Inquisitionis Processu, in gratiam illorum, qui causas criminales tractant, olim conscriptus, postea emendatus et plurimum auctus jam nona vice in lucern editus, Frankfurt a.M. 1648, C. 10, §. 7, n. 16, pp. 226f; 上口裕『近世ドイツの刑事訴訟』成文堂、2012年、288-289頁。なお、『カロリナ』の第79条は以下の通り。Schroeder (Hrsg.), aa.O. (註23), S. 60, „79. Item dem, so man auff bitt des anklägers mit entlicher peinlicher rechtuertigung straffen will, soll das zuuor drei tag angesagt werden, darmit er zu rechter zeit sein sünd bedenken, beklagen vnd beichten möge, vnd so er des heyligen Sacraments zu empfahren begert, das soll man jm on wegerung zu reichen schuldig sein, man soll auch nach solcher beicht, pfleglich solche personen zu dem verklagten inn die gefengknuß verordnen, die jn zu guten seligen dingen vermanen, vnd jm inn dem außfüren vnd sunst nit zuuul zu trincken geben dardurch sein vernunft gemindert werde.“ 上口、前掲書(註23)、239頁。「第79条 同じく、弾劾人の申立てに基づき最終裁判期日において刑を執行するときは、被告人に、罪に想いを致し、嘆き、告解するしかるべき機会を与えるため、執行3日前にこれが告知されなければならない。被告人が聖なる秘蹟に与ることを望むときは、拒むことなく被告人をしてこれに与らしめなければならない。告解の後においても、慣例に従い、良き至福の事柄 (gute selige dinge) [=信仰と救済] について被告人に訓戒する者を、獄舎にある被告人の許に赴かせなければならない。死刑執行のため引致する等に際し、理性を衰えさせる過多の飲料を与えてはならない。」

⁶² Bodin, aa.O. (註37), L. 4, Cap. 4, p. 193r., „comme en cas pareil, la deposition du Sorcier Repenti, qui en accuse plusieurs en mourant, doibt servir de presumption violente contre les autres. Car il est à presumer, puis qu'il c'est repenti, & qu'il a inuoqué Dieu, qu'il a dict la verité. Mais aussi in le faut pas y adiouter foy, si le Sorcier est mort obstiné, comme la plupart meurent & ne peuent ouyr parler de Dieu.“

1名の証人のみで拷問のために十分だと述べている⁶³。ビンスフェルトもまた、「犯罪の仲間は証言を許可される」とした上で、そのような証言は「有罪判決のためには認められないが、拷問のためには認められる」としている⁶⁴。このように、悪魔学者たちは魔女（共犯者）の告発を証拠として認めていたし、それによって拷問を行うことも可能だと述べている。ボダンなどは、その告発がたった一件だけであっても、拷問を行うことができると考えているほどである。

シュペーは共犯者たちの告発をどのように見なしていたのだろうか。まずシュペーは第44問で「魔術の罪において共犯者の告発は重く見なされるべきか」という問を持ち出している⁶⁵。シュペーによればこれについてはビンスフェルトとタナーが対立しており、シュペーはタナーの側に立つとしている。シュペーは、実務においてはデルリオやビンスフェルトの見解に従い、しばしば3、4人の告発によってある人の逮捕と拷問のために十分であると見なすということがなされていると述べる⁶⁶。しかし、シュペーは「たとえどんなに多くの〔告発〕があったとしても」そのような告発は価値がないものであり、「それらが、他により深刻な証

⁶³ *ibid.*, L. 4, Cap. 2, p. 175r-175v., „Et ne faut pas chercher grand nombre de tesmoins en choses si detestables, & qui se font la nuit, ou es cauernes és lieux secrets.“ 波多野敏「ボダンの悪魔学と魔女裁判」上山安敏・牟田和男編『魔女狩りと悪魔学』人文書院、1997年、185-212頁、ここでは197頁。

⁶⁴ Peter Binsfeld, *Tractat von Bekanntnuß der Zauberer und Hexen*[...], München 1591, S. 56r., „Siebendt vnnd letzter Schluß. Wiewol gemeyniglich die Gelehrten/ nach Außweisung der Rechten sagen/ daß die Verleumbde vnnd Gesellen deß Lasters zu Zeugen zugelassen werden/ nach vorgesetztem Schluß: So ist doch sicherer zusagen/ daß solche nicht zugelassen werden zu dem verdammen/ sondern allein zur Tortur dieselbig ins Werck zurichten.“

⁶⁵ Friedrich von Spee, *Cautio Criminalis*, Paderborn 1631, Q. 44, p. 338, „An magnificiendae sint denunciationes complicum in crimine Magia?“

⁶⁶ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „RESPONDEO, Etsi denunciationes complicum secundum communem hodie praxin maximi momenti habentur, sic vt ordinarie tres, quatuor denunciationes sufficere putentur, ad capiendum & torquendum, etiam secundum quosdam personas bonae alioqui famae, consentiente Binsfeldio, Delrio & aliis“.

扱がそれらに加えられない限り、評判が良いものであれ悪いものであれ、誰かを逮捕したり拷問したりするのに十分であるということを否定する」と断じている⁶⁷。その理由としてシュペーは、多くの法学者たちがこのことを支持していること⁶⁸、またカロリナも魔術の徴表について述べた際に共犯者の告発については論じていないこと⁶⁹、もし告発を認めるな

⁶⁷ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „nihilominus nos eas vel si plurimae quoque fuerint, vt parui admodum ponderis, fallaces, deceptorias, vehementerque, merito secundum prudens iudicium suspectas reiicimus, negamusque ad capiendam, torquendamque personam aliquam, seu bonae seu malae famae, nisi alia indicia grauiora accedant, sufficere.“

⁶⁸ *ibid.*, Q. 44, pp. 339f., „RATIO I. Sententiam hanc plurimorum optimorumque Doctorum autoritas tuetur, sic enim (saltem quo ad personas bonae alioqui fame) sentiunt de Exceptis, Ancharanus, Alexander, Andreas de Isernis, Bartolus Bertazzoulus, Bursatus, Cornelius, Crauetta, Felinus, Gomezius, Grammaticus, Marsilius, Menochius, Paris, Raphael Cumanus, Rolandus a Valle, Socinus Iunior, Vincentius Ondedus, & alij prout citatos vide apud Tannerum l. c. nu. 31. & seqq. qui proinde concludit hanc sententiam non solum non esse nouam sed potius communem.“

⁶⁹ *ibid.*, Q. 44, p. 339, „RATIO II. In constitutione criminali Caroli V. quam in Imperio seruare oportet, cum Indicia maleficij commemorantur, non ponitur duorum vel plurium complicum denunciatio, quae tamen poni debuisset, si aliquod eis momentum ad torturam inesse Imperator putasset.“ なお、カロリナ第44条は以下の通り。Schroeder (Hrsg.), a.a.O. (註23), 2000, S. 45. „44. Item so jemandt sich erbeut andere menschen zauberei zu lernen, oder jemandt zu bezaubern bedrahet vnd dem bedraheten dergleichen beschicht, auch sonderlich gemeynschafft mit zaubern oder zauberin hat, oder mit solchen verdecktlichen dingen, geberden, Worten vnd Weisen, vmbgeht, die zauberey auf sich tragen, vnd die selbige person des selben sonst auch berüchtigt, das gibt eyn redlich anzeigung der zauberey, vnd gnugsam vrsach zu peinlicher frage.“ 上口、前掲書 (註23)、155頁。「第44条 同じく、何びとかが、魔術 (zauberei) を教えることを他の者に申し出た場合、他人に魔術をかけると脅迫し、脅迫された者にその種のことが生じた場合、特に男や女の魔術師と交友関係を持ち、若しくは、魔術の特徴を帯びた怪しげなる物、身振り、言辞、記号を用いた場合において、当該人物について従来より魔術の風評があるときは、魔術の適法な徴憑かつ拷問を行う十分な理由である。」

ら不名誉な人びとによる善い人々への恣意的な中傷を招くこと⁷⁰、悪い評判のある人物の証言には信憑性がないというのは共通見解であること⁷¹、同じく女性や狂人の証言は信憑性がないこと⁷²、人びとに対する敵意があるが故に魔女は証人適格がないこと⁷³、証人適格上複数の瑕疵を有す

⁷⁰ Spee, a.a.O. (註60), Q. 44, pp. 340f., „RATIO III. Si aduersariorum sententia recipiatur, in potestate & arbitrio infamium & nequam personarum erit grauare & denigrare bonum nomen, existimationem & personam hominum proborum: quod est absurdum & periculosum innocentibus, vt ex sequentibus satis colliges.“

⁷¹ ibid., Q. 44, p. 342, „RATIO V. Non creditur denunciationi seu testimonio testium qui infames sint, vt est communis omnium Doctorum sententia: sunt autem Sagae omnes hoc ipso quod Sagae sint maxime infames. Ergo, &c.“

⁷² ibid., Q. 44, p. 347, „RATIO VI. Repelluntur in iure positio testimonia quoque personarum vilium & inopum. Item in iure Canonico cum criminales causae sunt mulierum ob sexus fragilitatem & mutabilitatem ingenij. *cap. forum 10. sub finem de verborum signif. & cap. 16. mulierum 33. q. 5.* Item omni iure positio & naturali hominum delirorum, fatuorum, &c. Sed haec omnia in Sagas conueniunt, ergo &. Sunt enim plerumque personae viles, muliercule rudes, mutabiles, nonnunquam semifatae. Non igitur prudentiis commodari fides potest, maxime ad wquileum qui probationes claras & pene certas postulat, vt supra docui etiam in exceptis.“

⁷³ ibid., Q. 44, pp. 347f., „RATIO VII. Docent omnes Iurisconsulti ac Teoligi in nullis criminibus quantumcunque Exceptis aestimari seu admitti testimonium inimici siue hostis, intellige capitalis, idque ex iure Naturali: praesumitur enim cum sit hostis nocendi studium ac proinde mentiendi: Autores omitto, ne frustra in re omnibus indubitata chartas impleam: sed negari non potest quae verae Sagae sint, iuratas esse humani generis & innocentum hostes capitales, quae nemini non male velint ac nocere cupiant, si in earum sit potestate; merito igitur quas edunt denunciations, vt suspectissimas contemnimus. Elegantibus sane verbis rationem hanc Tannerus proponit: *Quod si ipso, inquit, Iure naturali probatum aut Iure praesumptum odium accusatoris, vel testis, denunciationem seu indicium eneruat & elidit: Quidni etiam praesumptum illud odium quod Sagae aduersus quoslibet animo fixum gerere censentur, & a quo etiam apud Germanos nomen Vnholden accepisse videntur, saltem eatenus eneruabit, ne sola denuntiatio ad torquendam personam denunciata valeat?*“

る証人の言葉によっては拷問も逮捕も、ましてや特別糺問さえも認められないこと⁷⁴などを挙げている。また後に見るようにシュルトハイスがタナーの主張の中に取り上げるような、もし告発者が魔女でなければ仲間の名前は知りえないし、魔女であれば性質からして嘘つきであるので信じられない、というロジックも挙げられている⁷⁵。またシュペーは第45問と第46問で、先ほどボダンの議論においても重要な要素であった、「悔悛」した告発者の告発の信憑性について論じている⁷⁶。そこでのシュペーの結論は、たとえ「悔悛」していたとしても、告発を信じることはできないというものである。「たとえタナーの助言と一致して（それが起こらないとしても）告発が、悔悛と死刑判決の後に聞かれるというのが今日の慣習であるとしても、またたとえ多くの人々の間で告発が悔悛の後に承認されない限り無効である〔と見なされている〕としても、私は、賢い者たちはこのような告発を正当に排除するだろうと述べる」⁷⁷。以上

⁷⁴ *ibid.*, Q. 44, pp. 349f., „RATIO VIII. Communis est sententia, si socius criminis denunciatus plures habeat defectus, vt V. C. non solum sit infamis, sed etiam similis vilis, abiectus, periurus, aleo, &c. tunc ne in exceptis quidem facere indicium ad torturam, imo nec ad capturam, imo nec ad specialem inquisitionem. Et recte: nam si ob vnicum huiusmodi defectum testimonium alicuius reiicitur, quanto magis reiiciendum erit, cum plures reiiciendi rationes coactae sunt? Atqui vero quis nescit, in Sagis si vere tales sunt, quam plurima huiusmodi conuenire? nam & infamatae autoritatis sunt, & periurae sunt, quae Deo fregerunt fidem, & abiectae sunt, & mulieres peruersae sunt, & concubinae satanae sunt, & inimicae generis humani sunt, & hypocritae sunt, & quicquid denique scelerum cogitari potest, penitusimplexae sunt.“

⁷⁵ 既に述べたように、シュペーはタナーについて度々言及している。ここで述べられている論拠についても、後にシュルトハイスが引用しているようにタナーの論文と類似する箇所が多々見られる。

⁷⁶ *ibid.*, Q. 45, p. 360, „An saltem denunciationibus credi debeat ob denunciatum poenitentiam?“, Spee, *Cautio Criminalis*, 1631, Q. 46, p. 368, „An saltem denunciationibus credi debeat, si infallibiliter certum sit denunciatus vere conuersas esse, & verum velle dicere?“

⁷⁷ *ibid.*, Q. 45, pp. 364f., „Ratio III. Imo etsi id hodie (quod nunquam fiet) esset moris, vt iuxta consilium Tanneri post poenitentiam primum, & acceptam mortis sententiam denunciationes exciperentur: etsi etiam moris hodie apud

からシュペーの結論は、共犯者による告発は一貫して信憑性に欠けるし、他に重大な徴表がなければ告発によって逮捕することも拷問することもできない、というものであった。つまり、シュペーは、（魔女の場合に限定されるが）共犯者による告発に証拠能力を認めていないのである。

法学者たちは共犯者の告発について何と述べているだろうか。ファリナキウスは、共犯者の供述は2人の人物によって証明されるならば、それしかなかりとも拷問のための徴表になり得ると述べている⁷⁸。ファリナキウスは、確かに通常の事件においては、共犯者の供述が拷問のために十分な徴表をなさないという意見があるのも認めるが、しかし例外犯罪においてはこの制限は緩和されるというのがファリナキウスの考えである⁷⁹。もちろん、この例外犯罪には魔術が含まれているのは既に確認したとおりである⁸⁰。

multos sit vt non stetur denunciationibus nisi post poenitentiam eas ratificent, nihilominus adhuc aio cordatos viros merito denunciationes eas repellere“.

⁷⁸ Prospero Farinacius, *Praxis et theoricæ criminalis*, Frankfurt a.M. 1606, Q. 37, n. 35, „concludit, quòd duo testes socij criminis faciunt indicium ad torturam, etiam quòd sint singulares“.

⁷⁹ *ibid.*, Q. 43, n. 57, „Quae autem dicantur crimina excepta, in quibus de se confessus potest de sociis, & complicitibus interrogari mox in seqq. limitationib audies. Et dicit Lud. eguer. *decis. cri. 5. n. 12.* quòd excepta crimina in proposito erunt illa, quae reipublicae pestifera sunt, multitudinemque & bonum publicum nimis laedunt, & in quibus non solum socius potest de consociis interrogari, vt prouincia malis hominibus purgetur, arg. text. *in l. congruit. ff. de offic. praesid.* & vide in proposito eundem Peguer *d. decis. n. 24. & seqq.* vbi pluribus probat, quòd in casibus à iure exceptis, & in quibus reus potest de consociis interrogari, interrogatus etiam in foro conscientiae tenetur releuare socios, & complices, & non releuando peccat: & isto casu debent confessores reum poenitentem monere vt eos reuelet, aliter dicuntur absoluere impenitentem contra ius diuinum & humanum *c. poenitentia, dist. 3. c. peccati venia, de reg. iur. in 6. c. legatur, 24. q. 2.* cum aliis ibi per eum allegatis.“

⁸⁰ *ibid.*, Q. 43, n. 67, „LIMITA IX. In maleficis, & mathematicis, quos posse de consociis interrogari, & torqueri, cum sit delictum, cuius extirpatio spectat ad omnium salutem, per tex *in l. fin. in fint, Cod. de malefic. & mathemat.*

カルプツォフは、確かに共犯者の告発を徴表のひとつとして挙げている。「適切な諸法と諸法律によれば、拷問のために十分な第3の徴表は、共犯者の名指しに由来する。確かに、共犯者たちのある有罪宣告された被告人が、同人たちを適切に名指しし、暴露したならば」⁸¹。ブルネマンの場合、共犯者の告発が手続を進める上でどの程度の力を持つのかについてはやや複雑である。ブルネマンは、拷問を行うために必要な徴表を列挙する中に仲間による名指しを含めている⁸²。さらに『カロリナ』第23

scripsit Salic. in l. quoniam liberi, n. 5. vexsic. Et in crimine mathesis, C. de testibus, & in l. fin. nu. nu. 8. C. de accusat. & per text. praedictum, hoc idem voluerunt Ange. de malefic. in verbo, Quòd fama publica praecedente, nu. 31. vers. Item qu. indo tendit ad salutem, Gandin. in tit. de q. & torm. nu. 16. ad finem. vers. Quartus, &c. Paris de Put. in tracta. de syndic. verbo, Turini, c. 1. an stetur dicto torii, post nu. 25. versic. Et etiam quando tendit ad communem slutem Campeg. de testib. reg. 86. in 6 fall. Crot de testibus par. 3. num. 94. Brum. de indi. par. 1. q. 3. nu. 20. in fi. vers. Item maleficus, & nu. 22. ver. Aut est delictum, Blanch. de ind. ad l. fi. ff. de q. n. 371. vers. Item maleficus, n. 373. vers. in criminibus verò, Carrer. in pract. crim. in tract. de ind. §. octauum indicium. n. 2. ad finem, Foller. in pract. crim. in 1. par. 3. par. verbo, Etsi confuebuntur, n. 102. versi. Nisi delictum Gramm. deci. 28. niu. 10. ad finem, Boss. in tit. de ind. & considera. ante tort. nu. 145. versi. In criminibus vero. Ant Gomez. v. tr. resol. tom. 3. cap. 12. rub. de prob. delict. n. 16. post ver. Adde tamen Conrad. in pract. tit. de testib. §. personas testium aggrediendo, sub n. 36. fol. 86. & in tit. de neg. crim. & torm. versi. Si persona, fol. 294. col. 1. ad finem, Io Mar Monticel. reg. crim. 4. n. 11. Menoch. de arb. q. lib. 2. casu 474. Masc. de prob. lib. 3. concl. 1311. n. 11. ad finem, & n. 31. Lud Peguer. dec. crim. n. 15.” また、以下の文献を参照。拙稿「ヨーロッパ近世刑事司法の中の魔女裁判(4)」『北大法学論集』第71巻1号、2020年、79-116頁、ここでは90-91頁。

⁸¹ Carpzov, aa.O. (註60), Q. 121. n. 20, p. 187, „Tertium indicium ad torturam sufficiens oritur ex nominatione socii criminis, secundum iura ac leges qualificata. Quando nempe Reus convictus, qui socios criminis habuit, eosdem ritè nominaverit & detexerit”.

⁸² Brunnemann, aa.O. (註61), C. 8, Membr. 5, §. 2, n. 2, pp. 150f. 略は筆者による。„Indicia ad torturam requisita, sunt[···] Nominatio socii, si 1. in genere interrogatus de sociis & 2. facta fuerit per torturam: 3. si cum omnibus

条⁸³を挙げながら、犯行それ自体についてであれば1人の証言によって、それ以外の徴表であれば複数の証人によって証明されれば、拷問へと手続が進められうると述べている⁸⁴。しかし彼は、共犯者の告発は、「複数の徴表が競合している」、つまり犯行それ自体についての供述（1人の

circumstantiis expresserit, 4. ut non praesumatur inter eos inimicitia, 5. ut nominatus iudici sit suspectus, 6. ut perseveret in nominatione.” 上口、前掲書（註61）、195-196頁。略は筆者による。「拷問に要求される徴憑は……共犯者によって名指し（nominatio）されたこと。ただし、（1）〔共犯者を名指しした者が〕共犯者の有無について一般的に尋問され、（2）拷問中に共犯者の氏名を供述したものであって、（3）〔共犯関係に関する〕すべての事情もあわせて供述し、（4）両者の間に敵対関係があるとは推定されず、（5）共犯者とされた者が裁判官にとって疑わしい人物であり、（6）共犯者の氏名を供述した者が供述を維持することが必要である。」

⁸³ Schroeder (Hrsg.), a.a.O. (註23), S. 34, „23. Item eyne jede gnugsame anzeigung darauff man peinlichen fragen mag, soll mit zweyen guten zeugen, bewisen werden, wie dann inn etlichen artickeln darnach von gnugsamer beweisung geschriben steht. Aber so die hauptsach der missethat mit eyne guten zeugen bewisen würd, die selb, als eyne halb beweisung, macht eyne gnugsam anzeigung als hernach inn dem dreissigsten artickel anfehnd. Item eyne halb beweisung, als so eyner inn der hauptsach etc. funden wirdt.“ 上口、前掲書（註23）、132頁。「第23条 同じく、拷問を行う根拠となる各徴憑は、十分なる証明に関し以下の若干の条文〔=62条以下〕において定めごとく、2名の良き証人により証明されなければならない。ただし、犯行の主要事実(die hauptsach der missethat)が1名の良き証人により証明されるときは、『同じく、ある者が、（以下において良き証人及び証明について定めごとく、）云々』を以て始まる30条に定めごとく、半完全証明(halb beweisung)として、十分なる徴憑となる。」

⁸⁴ Brunnemann, a.a.O. (註61), C. 8, Membr. 5, §. 14, n. 16, p. 154. „in nominatione socii plure concurrunt indicia. Licet autem unius testis dictum probet ipsum factum criminis, indicium tamen quodlibet plene & per duos testes probandum est, atr. 23. Ord. crimin. Carpz. d. qu. 23. n. 46. & seqq.“ 上口、前掲書（註61）、201頁。「共犯者による告発の場合は、複数の徴憑が競合している〔のが通例である〕。犯行それ自体は1名の証人の証言によって証明され〔るならば拷問に十分な徴表とな〕るが、〔その他の〕いかなる徴憑も複数の証人によって十分に証明されなければならない(CCC 23)。」

証言によって拷問へと手続を進めるには十分な証拠)と、それ以外の供述(複数の証人によって証明されなければ、拷問へと手続を進められない証拠)が共に含まれた、様々な証拠が複数集まっている状態にある証拠であるとする⁸⁵。このためブルネマンは、このような競合している徴表が1人の証人によってのみ証明されている場合は、『カロリナ』第30条⁸⁶に反するため、拷問を行うのに十分ではないと結論している⁸⁷。つま

⁸⁵ Brunnemann, a.a.O. (註61), C. 8, Membr. 5, §. 14, n. 16, p. 154. 直前の註84を参照。

⁸⁶ Schroeder (Hrsg.), a.a.O. (註23), S. 37f., „30. Item eyn halbe beweisung, als so eyner inn der hauptsach die missethat gründtlich mit wynem eyntzigen guten tugentlichen zeuge (als hernach von guten zeugen und weisungen gesagt ist) beweist, das heyst vnd ist eyn halb beweisung, vnd solche halbe beweisung, macht auch eyn redliche anzeigung, argkwon oder verdacht der missethat. Aber so eyner etlich vmbstende, warzeychen, anzeigung, argkwon, oder verdacht beweisen will, Das soll er zum allerwenigsten mit zweyen guten tüglichen vnuerwürfflichen zeugen thun.“ 上口、前掲書(註23)、144頁。「第30条 同じく、ある者が、(以下において良き証人及び証明について定めごとく)専ら1名の良き信用すべき証人により犯行の主要事実を十分に証明するときは、これを半完全証明と称する。かかる半完全証明は、犯行の適法な徴憑、疑惑、嫌疑を構成する。ただし、ある者が、何らかの状況、指標、徴憑、疑惑、嫌疑を証明しようとするときは、少なくとも2名の良き信用すべき瑕疵のない証人により行わなければならない。」

⁸⁷ Brunnemann, a.a.O. (註61), C. 8, Membr. 5, §. 15, n. 17, pp. 154f., „Sed annon si plura indicia concurrant, singula per unum testem probata, sufficiunt ad torturam? Id recte negatur, quia id contra act. 30. Aber so einer etliche Umstände/ Wahrzeichen/ Anzeigung Argwohne oder Verdacht beweisen will/ das soll er zum allerwenigsten mit zweyen guten tüglichen unverwerfflichen Zeugen thun/ & ita recte Zang. c. 3. n. 35. & quos citat Carpzov. d. quaest. 123. num. 56.“ 上口、前掲書(註61)、201-202頁。「複数の徴憑が競合し、そのいずれもが1名の証人によって証明されたものである場合は、これは拷問を行うのに十分か。これは否定するのが正しい。それは、『しかし、何らかの状況、指標、徴憑、疑念又は嫌疑を証明しようとするときは、少なくとも2名の良き有用な、非難の余地のない証人によらなければならない』とする刑事裁判令30条に反するからである。この点を指摘するツェンガー及びカルプツォフが挙げる論者は妥当である。」

リブルネマンは、共犯者の告発は拷問を行うための証拠としての能力を持っているが、それが複数人によって証明されなければ、拷問へと手続を進めるために十分な徴表として認められないという立場であることが分かる。

ではシュルトハイスはこの問題についてどのように論じているのだろうか。まず、シュルトハイスは例を挙げつつ、1人の人物が複数人の魔女から名指しされた場合、その人に拷問を行うことが可能であると述べている。本稿第2章でも確認したように、彼は魔女（共犯者）による告発を証拠のひとつとして認める立場を採っているのであるが⁸⁸、ここでは魔女による告発を信じることができるか、つまり魔女の告発に証拠能力を認めるのかということについて議論している。シュルトハイスは偽りの告発の可能性にも思いを巡らせている。魔女の告発を証拠として採用する際には無実の者を貶める謀略が企てられていないことが確認されねばならないと述べているように、魔女が偽りの告発をする危険性は確かに魔女の告発を信じる上でネックになる。安全策として仲間の供述以外に徴表のない者たちについては訴追を行わないでいるべきではないか、という反論がありうることも彼は承知しており⁸⁹、シュルトハイスはこの件について慎重に対応することの重要さと、罪人である魔女の供述を信じることの危険性を再度指摘している。

ではシュルトハイスは、どのような場合ならば魔女の告発を信じることができると考えているのだろうか。彼は、ここでボダンと同じく「悔悛」の区別を持ち出して、告発が悔悛した魔女によってなされた場合とそう

⁸⁸ Schultheiß, a.a.O. (註24), C. 3, S. 137, „Zum fünfften werden auch verleumbte Personen deß erschröcklichen Lasters vnd dessen beschwerlichen Beweisthumb halber zu zeugen auffgenommen. Zum sechsten der Hexen Mittgesellen Zeugnuß ist auch gültig/ aber daruon woll ich auff dem Orth der Besagung außführlichen bericht thun.“

⁸⁹ このとき「フライヘル」は聖書中に登場する小麦と雑草の例を引用しながら、小麦と雑草を共に引き抜くことがないように共に成長させるべきではないかと述べる。これに対して「博士」は「もし雑草が小麦を荒廃させることなくして引き抜かれうるならば、人は雑草を存在させておくべきではない」と反論する。Ebd., C. 8, S. 325ff.

でない魔女によってなされた場合に分けて考える必要性を説く⁹⁰。続いて例を挙げながら、もし複数の具体的な供述の内容が一致し、かつ告発者と告発された者の間に敵対関係がなく、さらに別の徴表があれば、たとえ通常は証人適格を持たない未成年によって行われた告発であろうとも信頼できるとシュルトハイスは述べる⁹¹。さらに、他に徴憑がなくても、告発のみを信頼することが可能な場合があり得るとシュルトハイスは認めている。これについてシュルトハイスは、高位聖職者によって誤った判断を下さないように祈ってもらった上で⁹²、告発された側の人物の

⁹⁰ Ebd., C. 8, S. 327, „so muß man vnder den Hexen/ welche jhre Sünde bekennen/ beweynen/ vnnd sich zur Buß begeben/ vnnd zwischen den so in jhrer bößheit verharten/ vnderscheidt machen“.

⁹¹ ここでのシュルトハイスの説明は以下のようなものである。魔女として名指しされたアルファ、ガンマ、デルタの3人を想定し、それぞれアルファはグレタ、トニス、コルト、フンデマンの計4名により、ガンマはトニス、シュタイン、コルトの計3名により、デルタはフンデマン、コルトの計2名により名指しされたとする。ただし、これらの告発者たちのうち、コルトは後にすべての告発を撤回し、またフンデマンは年齢故に証人適格を持たない少年である。以上告発された3名について、具体的な供述の内容が一致し、かつ告発者との間に敵対関係がなく、さらに別の徴表があれば、供述は信頼できる。告発の内、一方は後に撤回され、一方は証人適格を持たない少年によってなされたデルタのような場合においても、他に徴表があればそれが疑惑を補強するため供述が信頼できる（これは、裏を返せば他の徴表がなければ信頼し得ないという意味である）し、フンデマンはアルファとガンマの際にも他の告発者と同じ内容を供述したので、たとえ未成年であったとしてもその供述は信用に足る。なお、コルトについては、コルトが撤回したアルファとガンマが他の供述によって魔女であるということが明らかであり、かつ撤回する前の供述が他の供述と一致するので、コルトの撤回は有効であるが、しかし悪魔によって吹き込まれた撤回であったと判断されている。Ebd., C. 8, S. 328-331.

⁹² Ebd., C. 8, S. 332f., „Darauff dann jedesmaln/ welches ich zu GOTT vnnd seiner Göttlicher Gerechtigkeit zu Ehren bezeuge/ erfolgt/ daß den besagungen redtliche starcke anzeigung zugestossen/ wann daß ich in anderen Stetten vnd Flecken hab *procedirt*, so hab ich durch die Priester des ordts von der Cantzel das gemein gebett begeren lassen/ vnnd hab auch allezeit/ dafür ich Gott meinem Herrn zum höchsten dancke/ vnd solang als

性質を検討すべきである、と述べている⁹³。つまり、シュルトハイスに拠れば、魔女たちはしばしば糺問をはじめた最初期には、同地における身分の高い人物の名前を、わざと挙げることもあるという。このことから、告発された人物が良い評判や社会的地位を持っているか、あるいはその逆か、ということが告発の信憑性に関わってくる。そしてまた、そのような告発が悔悛した魔女によってなされるなら、信用できるとシュルトハイスは述べている⁹⁴。以上のように、シュルトハイスは告発について、他に徴表があれば信じうるし、徴表がなくても信じうる場合があると述べている。

さて、告発が信頼できるとして、一体手続のどの段階に進めるほどの

ich lebe/ danck sagen will/ Göttliche gnad hülff vnnd beystandt empfunden/ also kann ich auß warheffiger erfahruß E. G. versichern/ wann das der *Commissarius* sorgfältig vnnd fleissig in seiner *procedeur* ist/ vnd daß der allmächtig Gott durch das gemein gebett trewlich vmb außröttung des grewlichen Lasters/ vnnd herbey bringung der armen verlornen Menschen/ vnnd vmb abwendung der vnschuldigen gefahr/ angeruffen wirt. Das alßdan die Göttliche gnade vnd Barmhertzigkeit den *Commissarien* gnade zu erlangung der warheit/ auch Barmhertzigkeit den schüldigen auß des Teuffels verbündtnuß auff den Säligmachenden weg der Buß zukommen/ geben vnd die vnschuldige beschützen wirdt“.

⁹³ Ebd., C. 8, S. 332f., „solten aber keine *indicia* noch anzeigung herfür bringen/ so erwege der *Commisarius* die *inquisition* der besagten Personen/ als nemblich/ Ob die besagte Personen sein/ das zuuermuten daß die Hexen gedechten/ es solte die *inquisition* durch besagung der Personen ein stoß leiden/ oder gehemmet werden/ dann die erfahrung bezeugt/ dar die Hexen zu anfang der *inquisition* pflegen etliche von den vornembsten des ordts zubesagen/ in meinung/ dardurch die Gerichtspersonen von der *inquisition* abzuschrecken/ damit er durch die Peynliche frage ergrunge/ ob auch einige *conspiration* oder verbündtnuß von den Teuffeln vnd den Hexen vmb durch benennung der vnschuldigen die *inquisition* zu *impedijren*/ gerichtet vnd gemacht sey/ befindet sich dann daß kein *conspiration* vnder gelauffen vnd daß die besagung von wollbekerten bekentlichen rew habenden higerichteten Hexen geschehen sey/ alßdann ist der besagung zuglauben.“

⁹⁴ Ebd., C. 8, S. 333. 直前の註93を参照。

効力を持つのか、ということが続いて問題とされる。具体的には、告発によって告発された人物に対する拷問に手続を進めることができるのか、ということである。これに対してシュルトハイスは2つの立場をまず挙げている。ひとつ目は、1人の仲間の告発があれば、たとえ他に徴表がなかったとしても拷問に進むことが可能であるという立場である。しかしシュルトハイスはこのような立場を斥け、他に徴表がないかどうかを調べるように勧めている。もし他に徴表があれば、それらによって拷問へと進みうる、とされる⁹⁵。また、複数の告発がある場合、注意が必要ではあるが、やはり拷問へと進みうると述べている。「次に、もし2つの供述が1人の人物の上へと正しく至るのならば、その際には注意されうる。もし、供述が憎しみや妬み、あるいは錯誤からなされたという推測が存在しないなら、ただちに2つの供述は苦痛をとまなう尋問のために十分かつ確実なものである。そのようなことをまた幾人かの博士たちが教えている」⁹⁶。

ただし、告発にどのくらいの信頼を置くことができるのかは、告発された者の社会的地位や、告発した者と告発された者の関係性によっても変わるとシュルトハイスは述べている。例えば、既に言及したが、名望ある人物が告発された場合には、シュルトハイスは、供述の内容に矛盾

⁹⁵ Ebd., C. 8, S. 333, „ES schreiben etliche Doctorn daß eines Mißthätigers besagung gegen seinen mitgesellen gnugsamb beweiß gebe vmb denselben auch Peynlich zufragen/ ob schon keine andere anzeigung oder verdacht gegen den besagten mitgesellen vorhanden seyn. Auff sotane blosse einige besagung mit der Peynlicher frag geschwindt zu *procediren*/ will ich E. G. nit rahten/ sondern dieselbe lassen vber die einmal besagte Personen fleissig vnnd behütsamb er kündigen/ ob der auch mit andern verdacht/ argwon vnd vermutung möchte beladen seyn/ zum fall daß die besagte Person/ anderer *indicien* halber der Zauberey verdächtig were/ so könnte auff die besagung vnd auff die *indicien* mit der Tortur *Procedirt* werden/ vor eins.“

⁹⁶ Ebd., C. 8, S. 333, „Zum andern/ wann zwo besagung auff eine Person richtig eintreffen/ so ist dabey in acht zunehmen/ wann das keine vermutung vorhanden/ daß die besagung auß haß oder neidt oder jrrthumb geschehen/ daß alßdann die zwofagige besagung zur peynlicher frag gnug vnd bestendig sey/ jnmassen auch etliche Doctoren lehren.“

はないかよく調べ、そして供述の数が増えるのを待つほうが確実であると指示している⁹⁷。他方で、告発者と被告発者の関係が親しいならば、その供述は信頼に値し、拷問に進むことができると述べる。というのも、彼に言わせれば、「同人たちが彼らの最も近い隣人と友人とを偽って供述するということは考えられないからだ」⁹⁸。同じ理屈から、両親からの子どもに対する供述は信頼に値すると述べている。これは子どもに自然な生得的愛情を抱く両親が子どもの名誉と生命の喪失を願うはずがないという論理、また両親は子どもの福祉と救済のために強い責任を負っているという論理の他に、両親（とりわけ母親）が魔女である場合にはその子どもも「感染している」という発想にも由来している⁹⁹。なお、供述間の矛盾について、いくつかのものについては悪魔の能力によってその差異が証明できるため、供述を信頼できないものとして斥ける根拠にはならないということを、シュルトハイスは述べている¹⁰⁰。

⁹⁷ Ebd., C. 8, S. 335f., „aber wir reden itzunder nicht von verlogenen leichtfertigen/ sonder von bußfertigen wolbekerten/ *contriten* Hexen, Aber in dem fall da die besagung der gestalt gegen Personen/ so in Ehren diensten oder Standt seyn/ für lieffe/ so muß auch darbey der Hexen eusserlicher standt vnnd gelegenheit erwogen werden. Dann solte die Besagung von vornehmen ansehnlichen Personen/ so auch eines Ehrlichen herkommens/ oder guten ansehens vnnd vermögenheit/ oder sonsten jhrer der Besagten/ außerhalb des Rahts oder Fürstehers dienstes/ gleichen seyn/ geschehen/ vnd dann auch solche vmbstände in der Besagung begriffen/ daß darauß anders nicht als die warheit zu schliessen/ so were den *Denuncianten* billig zuglauben/ vnnd könnte darauff die peynliche Frag fürgenommen werden/ aber sicherer vnd besser ists/ daß man mit der Pynlichkeit zurück halte/ biß die zwoo Besagung mit der dritter/ vierter/ fünffter oder sechster Besagung vermehret wurde“.

⁹⁸ Ebd., C. 8, S. 337, „dann es ist nicht vermuthlich/ daß dieselbe jhre nechste angewandten vnnd freunde fälschlich besagen.“

⁹⁹ Ebd., C. 8, S. 333-338.

¹⁰⁰ シュルトハイスは馬の色の違いは、乗っていたのが馬であったかヤギであったかという問題とは違うのだ、と述べる。しかし、彼は乗っていたのが馬とヤギで異なった場合に、供述の信憑性がなくなるとは述べていない。彼は、悪魔は雄山羊、馬、犬、その他の姿で現れうると述べている。Ebd., C. 8, S. 343,

以上をまとめると、シュルトハイスは、告発が1件しかない場合、他の徴表がなければ拷問に進むことはできないが、告発のみであっても複数の人物によってそれが行われていれば、いくつかの注意は必要であるが、拷問に進むことができると考えているということになるだろう。ただし、具体的な場面における個々の告発の信頼性については、例えば告発された相手が身分の高い相手であるかとか、告発した者との関係は親しいものであるのかといった事情により異なると考えているようである。

共犯者の告発と拷問については、近世においていくつかの意見があった。まずは、シュペーのように告発は一切徴表たり得ないという立場である。しかし、これは極めて特異な立場であった。というのも、多くの論者は多かれ少なかれ（つまりそれが例外犯罪に限られるか、それとも広く一般の刑事事件において認められるのかという違いはあったようであるが）、共犯者による告発を拷問のための徴表として認める立場を採っていたからである。ボダン、ピンスフェルトら悪魔学者、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマンら刑事法学者、そしてシュルトハイスはこの点で一致している。一方で、この徴表がどれほど強力なものであるかについても、やはり2つの立場があった。まず、1人が告発ただけで、拷問に進むことができると主張していたのはボダンであった。2人以上の共犯者が告発すれば、拷問を行うのに十分な徴表となるという立場を採ったのは、ファリナキウス、カルプツォフ、ブルネマン、シュルトハイスである。これらの論者は、逆に言えば1人の告発だけでは拷問を行うために十分な徴表とはならないという立場である。以上の点を考えると、シュルトハイスの意見は基本的には刑事法学者たちに沿ったもののように見え、ボダンほど魔女にとって不利な扱いもしていないように思える。しかし、シュルトハイスはたった1人の告発であっても、他に徴表があれば拷問には十分であると述べており、この点で刑事法学者たちの見解よりも、魔女裁判を遂行する上でより有利な主張をしていることになる。

ところで本筋からそれるが、これらの記述の過程で興味深い点が2点

345. このような悪魔の能力の評価が、シュルトハイスの魔女裁判手続にどのような影響を与えているのかということについては、第4章で詳しく論じる。

存在する。ひとつはシュルトハイスの記述と実体験との関係についてである。シュルトハイスはたびたび無実の者を陥れるための悪魔と魔女たちの謀略について、例を挙げながら警戒を促している。この際に彼は実在の都市や人物の名前を挙げており、これらが自身の実体験に基づくものであると主張している¹⁰¹。もう一点は、彼がパーダーボルンの事例について言及している点である。後に公然と名を挙げて批判されるターナーとは異なり、シュルトハイスはその人物の名前を挙げてはいないが、パーダーボルンで魔女の訴追を批判した人物がいたこと、また別の人物で、かつて囚われたものの牢から逃げ出して、魔女裁判を行っている当局について「不名誉な話」に触れ回り、それについて本を出した聖職者がいたことに言及している。シュルトハイスは明言していないが、時期的なもの、とりわけ「本を出した」という点を考えると、後者はシュペーのここのようにも見てとれる¹⁰²。残念ながらシュルトハイスはそれ以上こ

¹⁰¹ 同地のラント代官としてフルステンベルクの名が挙げられている。Ebd., C. 8, S. 357.

¹⁰² ただし、シュペーがパーダーボルンのイエズス会の内部で強く非難されたことは想像に難くないが、「逮捕された」とか「牢から逃げた」という記録はない。彼は1591年にデュッセルドルフ付近のカイザーズヴェルトにて、選帝侯のフォークトの子として生まれた。イエズス会の修道士となったのは1610年、トリアーでのことであり、彼は19歳であった。1612年から1615年まではヴェルツブルクで哲学を、1619年から1623年にはマインツにて神学を学び、1622/23年にマインツにて司祭に叙階された。1624年以降パーダーボルンなどで哲学や道徳神学を教えた。1627年にヴェルツブルク司教の求めに応じてシュペーは聴罪司祭として活動した後、その経験をもとに1630年に彼は魔女裁判に反対する文章を印刷した。しかし、その際に印刷の認可を得なかったことからパーダーボルンでの職を追われ、さらにイエズス会内部において強い非難にさらされたようである。1632年に公刊された『刑事的警告』は、恐らくは前身となった1630年の印刷物の時点で、パーダーボルンのヨハン・パーキングという補佐司教などからは「最も有害な書物」と評されていたという。なお、彼は1629年頃に、再カトリック化の使命を帯びてパイネ市へと派遣されたが、そこで彼は襲われて重傷を負ったとされ、約11週間生死の境をさまよった。シュペーは1632年以降、自ら望んでトリアーへ赴き、そこで司祭として活動を続け、その地でベストのために死んだとされる。以上のようなシュペーの経歴の中では、シュペーがパーダーボルンに召喚され、事情聴取された可能性は大いにあるものの、彼

の聖職者や著作について触れてはいないため、これがシュペーかどうかは推論の域に留まる¹⁰³。

が明確に逮捕され収監されたという記録は見当たらない。ゼラートはシュペーについて、『刑事的警告』によって、彼自身が魔女として訴えられただろうと述べているが、これも確証はない。シュペーがその後トリーアへと赴いたことを、シュルトハイスが「逃げた」と表現した可能性はあるものの、シュルトハイスが述べた人物が明確にシュペーのことであるとは断言できないだろう。Art. Spee (von Langenfeld), Friedrich, in: ADB; ヴォルフガング・ゼレルト (武田紀夫訳)「ランゲンフェルトのフリードリヒ・シュペー：魔女裁判と拷問に対して戦った人」『東北学院大学論集 法律学』第41号、1992年、61-86頁、ここでは6-9頁。

¹⁰³ Ebd., C. 8, S. 365f.